

# 2021 年度 基本資料



5 0 1

一般社団法人 小牧青年会議所

# 【目次】

	ページ
◆ 2011年宣言	1
◆ 2021年度スローガン	2
◆ JC宣言	
◆ 綱領	
◆ The Creed Of Junior Chamber International	3
◆ JCI綱領	
◆ JCI MISSION	4
◆ JCI VISION	
◆ JCソング	5
◆ 若い我等	
◆ 明日のために	
◆ 小牧市民憲章	6
◆ 理事長所信	7
◆ 三役抱負	13
◆ 委員会事業計画	20
◆ 収支予算書	26
◆ 組織図	28
◆ 年間スケジュール	29
◆ 出向者一覧	30
◆ 日本青年会議所会頭所信	31
◆ 東海地区協議会会長所信	52
◆ 愛知ブロック協議会会長所信	57
◆ (一社)小牧青年会議所 定款	64
◆ (一社)小牧青年会議所 運営規定	77
◆ (一社)小牧青年会議所 資格規定	81
◆ (一社)小牧青年会議所 役員選任の方法に関する規定	84
◆ (一社)小牧青年会議所 庶務規定	86
◆ (一社)小牧青年会議所 事務局職員規定	89
◆ (一社)小牧青年会議所 名称使用等に関する規定	92
◆ (一社)小牧青年会議所 ホームページ公開規定	94
◆ (一社)小牧青年会議所 安否確認モデル	97
◆ 他	

## 一般社団法人小牧青年会議所「2011年宣言」

我々小牧青年会議所は  
社会に波紋を広げる人間力を研鑽し  
公益の実現に向けた実践を通して  
笑顔で満ち溢れた世界を創造します。

### 『2011年宣言』解説文

#### 「社会に波紋を広げる人間力を研鑽し」

我々小牧青年会議所メンバーは水面に波紋をつくる玉となります。その玉は、一際光を放ち、人を引き付ける玉、魅力に溢れた玉でなくてはなりません。我々はこの魅力玉となり社会という大海原に飛び込んで行きます。水面に落ちた玉は同心円状に「波紋」を描きます。しかしその玉が魅力の少ない小さな玉であれば「波紋」は小さく大きくはなりません。「夢」や「希望」を描き、そして伝えることのできる魅力玉となり、大きな波紋を描き社会の隅々に伝播させていきます。我々は、自助・自立を基本としながら共助の精神を大切にしていきます。そして、魅力あるJayceeとなるべく、自己修練を積むことにより人格を向上させ、世の人々や社会への奉仕を率先して行います。

#### 「公益の実現に向けた実践を通して」

公益の実現とは、社会との調和なくしてあり得ないことは自明の理であり公益的運動を、未来を見据え実現する団体として、社会と調和し新しい時代の仕組みにも柔軟に適用できる団体でなければなりません。また小牧青年会議所は、魅力あるJayceeを集めた団体として、公益性を持った運動の実現に向け学び、社会を分析し、今後何を必要とし何をしなければいけないかを先見性を持って見極め、社会全体の機能の向上につなげる活動でなければなりません。

#### 「笑顔で満ち溢れた世界を創造します」

市民一人ひとりが、自立して日々笑顔で暮らせるまちであることこそ「明るい豊かなまち」と言えるのではないのでしょうか。人と人が思いやりで繋がる笑顔あふれるまち。関係団体や企業、行政とのネットワークを通じた共助の仕組みが確立したまち。子どもたちが社会に見守られ、すくすくと健康に育つことができる環境づくり。そして地域の経済発展を更に進める事によって、多くの人々が集う「笑顔あふれるまち」を創造し、世界への「My World」から「All Over The World」にむけて発信しよう。自らの足元ばかり見ることなく、常に地域から世界への大きなネットワークをイメージした広い視野と探究心をもって、自覚と責任を胸に「明るい豊かなまち」の創造に向け邁進します。

おん こ かくしん  
温故革新

～ ミライへのイノベーション ～

## 「JC宣言」

日本の青年会議所は  
希望をもたらす変革の起点として  
輝く個性が調和する未来を描き  
社会の課題を解決することで  
持続可能な地域を創ることを誓う

## 綱 領

われわれJayceeは、  
社会的、国家的、国際的な責任を自覚し  
志を同じうする者 相集い 力を合わせ  
青年としての  
英知と勇気と情熱をもって  
明るい豊かな社会を築き上げよう

*The Creed Of  
Junior Chamber International*

*We Believe:*

*That faith in God gives meaning and purpose  
to human life;*

*That the brotherhood of man transcends the  
sovereignty of nations;*

*That economic justice can best  
be won by free men through free enterprise;*

*That government should be of laws rather  
than of men;*

*That earth's great treasure lies in human  
personality; and*

*That service to humanity is the best work of  
life.*

J C I 綱領

我々はかく信じる：

「信仰は人生に意義と目的を与え

人類の同胞愛は国家の主権を超越し

正しい経済の発展は

自由経済社会を通じて最もよく達成され

政治は人によって左右されずに法によって

運営されるものであり

人類の個性はこの世の至宝であり

人類への奉仕が人生最善の仕事である」

## **JCI MISSION**

**To provide development opportunities  
that empower young people  
to create positive change**

**【日本語訳】**

**JCI のミッション（使命）**

青年が積極的な変革を創造し開拓するために、  
能動的に活動できる機会を提供する。

## **JCI VISION**

**To be the leading global network of  
young active citizens.**

**【日本語訳】**

**JCI のビジョン**

若き能動的市民のトップ・グローバル  
ネットワークになること

## J C ソング

一、 J C J C J C

せかい むす  
世界を結ぶ 若き団結  
わか ちから

あたらし  
新しき世紀の 希望となりて  
のぞみ

とわ さか  
永久に繁栄えん 我等の集い  
われら つど

二、 J C J C J C

ほうし りそう  
奉仕の理想 探求めつつ  
もと

くに あゆみ  
祖国の進歩の 力となりて  
ちから

さきが  
先駆けゆかん 我等の集い  
われら つど

## 若い我等

一、 若い我らが 手を取り合つて

進む行手の 青い空に  
輝く J C 明るい希望

足なみをそろえて  
行こうじゃないか

二、 世界を結ぶ 若さの力

互いに尽くす 楽しさこそ  
J C の理想だ 新しい日だ

足なみをそろえて  
行こうじゃないか

三、 若い我等の 心を集め

つくる集いに 未来をかけて  
J C の仲間は 皆信じあう

足なみをそろえて  
行こうじゃないか

## 明日のために

一、 若さと若さが 手を結び

明日にいつも 向うのだ  
豊かな未来 めざしつつ

日本の道を 創ろうよ  
行こう J A Y C E E  
明日のために

二、 心と心を つなぎ合い

大きな虹を かけるのだ  
生きてることの 喜びを

すべての人に 投げかけて  
行こう J A Y C E E  
明日のために

三、 命と命が 満ちあふれ

光となつて 燃えるのだ  
世界の窓に いつの日も

希望の夢は はばたくよ  
行こう J A Y C E E  
明日のために

## 小牧市民憲章

先導 小牧市民憲章 わたくしたち小牧

市民は、小牧を

1（ひとつ）

唱和 健康で生きがいのある明るいまちに

しましょう。

先導 1（ひとつ）

唱和 感謝と思いやりのあるあたたかい

まちにしましょう。

先導 1（ひとつ）

唱和 緑とやすらぎのある美しいまちに

しましょう。

先導 1（ひとつ）

唱和 高い文化と教養のある豊かなまちに

しましょう。

先導 1（ひとつ）

唱和 希望と働く喜びのある活気あふれる

まちにしましょう。





一般社団法人 小牧青年会議所  
2021年度 理事長所信

第50代理事長

熊谷 翔児

～はじめに～

(一社)小牧青年会議所は1972年4月、志高き青年同志によって全国で501番目、県下では27番目のLOMとして承認され、この小牧の地に活動の火が灯されました。以来、その活動の火は絶えることなく、時代に即しながら49年もの長きに渡り、先輩諸兄姉の弛まぬ努力、熱い情熱、そして多くの方々のお力添えを頂き、2021年、(一社)小牧青年会議所は創立50周年の節目を迎える運びとなりました。

私自身を振り返ると2012年にこの青年会議所に入会して以来、先輩たちの背中を追いかけ、叱咤激励されながらも「いつかは理事長をやってやる」そんな夢を描きながら青年会議所魂を宿してまいりました。近年では「JCしかない時代からJCもある時代が変わった」と言われます。しかしJCは唯一無二の団体であり、今もJCしかない私は思っています。それは何故か。自身の価値観を根底から変えられる、このような団体は他にないからです。

そんな英知と勇気と情熱を持った市民意識変革団体と言われる私たちの力で、この50周年という節目に今一度、小牧青年会議所の創始の精神に立ち返り、そして「明るい豊かな社会の実現」という信念を貫き地域のために、新たな一歩を力強く踏み出して参りたいと思います。

## ～時代に即した組織運営と戦略的な広報～

私たちの活動における基盤は、先輩諸兄姉が築き上げてきた「地域からの信頼」という土台の上に成り立っています。そして私たちはこの土台をより強固なものとして次の世代へ引き渡していく責務があります。そのためには、コンプライアンスの強化を図り厳格な組織運営を行い、各事業や例会の予算及び決算を適正に審査し、社会的信用を更に向上させることが必要です。

さらに会員の限られた時間を価値ある時間として使うために、時代の変化を見極めながら従来の考え方や取り組み方を時代に即した形へと進化させていくことも重要であり、従来の考え方に縛られず組織運営の効率化を図らなければなりません。地域に必要とされる組織で在り続けるために、厳密な管理体制を確立し組織の健全な運営を図ることで、会員がそれぞれの力を発揮するための大きな礎となって、より強固な組織を築きあげて参ります。

また、いくら素晴らしい事業を行っても、地域の多くの人々に周知されなければ私たちの運動の効果は十分達成されとは言えません。あらゆる世代に私たちの運動が発信できるよう、既存の広報を見つめ直し、青年会議所としてのブランディングを高め、より洗練された幅広い広報の発信も行って参ります。

## ～希望を抱ける未来のために～

私たちの未来を明るく豊かにするもの、それは「夢」であると私は信じています。人は夢を持つことによって心を奮い立たせ、夢を追いかけることによって心豊かな日々を送ることが出来る。やはり夢の力は偉大であると私は感じます。

しかし、成熟社会を迎えた現在の日本は、失われた30年

以降強い閉塞感に覆われ、更には昨今の新型コロナウイルスを起因とするパンデミックにより社会的、経済的不安への拍車を一層かけている事により、未来に希望を持つことが出来ず、インターネットやSNSが普及する現代では何かと他者を批判することで自分たちの欲求不満を解消できると勘違いをし、自身の夢を描くことすら忘れてしまっているように感じてやみません。いつからか私たちは夢や希望を語る事が恥ずかしいことと錯覚すらしてしまいそうでなりません。

今までの価値観が変容し、新しい時代を迎えざるを得ない時代を迎えた今だからこそ、小牧青年会議所の創始の精神に今一度立ち返り、この小牧を明るい豊かなまちへとするために、地域の人々の心の中に眠る夢や希望を呼び覚まし、描かせることが出来るのであれば、必ず市民の意識を変革することが出来き、明るく光り輝く未来へつながると私は確信しています。

#### ～挑戦する青年経済人～

青年会議所はまちづくり団体です。そしてまちづくりには必ず行動をおこす「人」の存在が必要であり、人の力なくしてはまちの発展はありません。まちづくりはひとつづくりであり、ひとつづくりはまちづくりなのです。青年会議所は、青年期における自己成長を図る上で人生最後の学び舎であると例えられます。日々の活動を通して仲間と切磋琢磨していく中で、一人では決して得られない成長を得ることが出来るのです。

人は人によってしか磨かれず、人としての力と心を磨きあえる環境が青年会議所にはあります。卒業された先輩の多くが、地域の各界各層を牽引するリーダーとしてご活躍され、その紛れもない事実こそが高い目標や困難から目を背けず、何事にも挑戦する青年会議所での経験の賜物であることを物

語っているのではないのでしょうか。

今を生きる私たちも、描いた夢や掲げた目標の達成に向け、果敢に挑む精神性を養い、地域から必要とされる人財へと成長し、さらに青年経済人としての観点からも地域社会の発展を考え、時代に先駆け能動的に行動を起こす人財へと成長しなければなりません。そのためには、会員一人ひとりが地域の原動力となるべくアクティブシチズンとなり、何事にも果敢に挑戦する JAYCEE へと変革することで、愛する小牧をより一層の飛躍へと導くことができると確信しています。

### ～情熱溢れる会員拡大～

より良い地域を創るには、より良い人財を一人でも多く生み出すことが必要であり、私たちはその機会を創出していかなければなりません。人は様々な経験を得て成長します。しかし、それは相手があってこそ成しえるものであり、また、人の数が多いほど、多様な考えや表現する力が身につき、成長の機会を多く生み出せると考えます。これが、まさに会員拡大は J C 運動の本質といわれる所以ではないのでしょうか。

私たちの組織により多くの仲間を集うために自身が発する説得力のある言葉によって相手の思考を変え、心を動かしていかなければなりません。言葉に信頼性を持たせるには、頭だけで組織の意義や魅力を理解することでも、口先だけの説明能力を磨くことでもなく、実直に多くの経験を積み重ねることが最も大切なのです。

自ら真剣に J C 活動に取り組み、その体験をもって、自分の言葉や行動で組織の魅力や有用性を自身の足を使い、靴底を減らしながらまだ見ぬ同士に熱き思いを伝えていくことで、新たな会員の獲得へと繋げ、より大きな運動を地域に展開できるものと確信しています。

～感謝を伝え決意を表す記念式典～

「われわれ、小牧における青年会議所は、青年指導者としての自己の開発あるいは、社会開発の推進を行うため、若き力を集結し、積極的な参加のもとに、“明るい豊かな社会”の建設に一步を踏みだしました。わたくしたちは、青年としての英知と勇気と情熱をもって地域に密着した青年会議所運動を強力に推進して行くことを創立にあたり、宣言いたします。」今から49年前、わたしたち現役の礎となる創立宣言文のもと志高き青年同志によって、この小牧の地に活動の火が灯されました。時代に即しながらも果敢に挑戦し、成し遂げられてきた数々の事業と、その数と同じだけの熱き想いがあり、先輩諸兄姉が築いてこられた49年の歴史と伝統は小牧青年会議所のかげがえのない財産であり、私たちの誇りでもあると考えます。

今日に至るまでの熱き想いをしっかりと受け継ぎ、次代へと繋げるためにも私たちが地域社会の中でどのような存在であろうとしているのか、どうあるべきでいるのかを力強く発信し、持続的なインパクトを起こすために、これまで私たちを支えてくださった多くの関係者皆様へ感謝と決意を伝えることの出来るような記念式典を開催することで、新たな歴史となる一步を踏みだすことが出来ると確信しています。

～むすびに～

私にとって青年会議所は、社会人としてJAYCEEとして大きく成長させていただいた人生の学び舎であり、かけがえのない場所です。40歳までという限られた時間の中でどれだけ多くを学び、どれだけ多くの仲間と出会い、共に貴重な時間をどれだけ過ごしていくのか、それを決めるのは自分自身なのです。

心に使命感を抱いたのなら、大いなる夢を描き、変化を恐れず挑戦し続けよう。我々青年が描いた夢のその先に、青年会議所が理想とする「明るい豊かな社会」があるのだから。若さあふれる我々青年が輝かなくては、地域は輝かない。

2021年度第50代の理事長を務めさせて頂くにあたり、先輩諸兄姉によって築き上げられてきた49年の功績に感謝と敬意を表し、その築き上げられてきた圧倒的な歴史に臆することなく挑むために、小牧青年会議所の創始の精神に今一度立ち返り、青年らしく夢と希望を胸に抱き、明るい豊かな社会を実現するためにひたむきに行動を起こしていくことをお誓い申し上げ、わたくしの所信とかえさせて頂きます。

## 副理事長兼室長抱負



副理事長兼室長 蛭原 義裕

2021年度、熊谷理事長のもと創立50周年となる節目の大事な年に副理事長兼室長という大役を仰せつかり、役職の重みに身が引き締まる思いと共に大役を任せていただく事に、熊谷理事長をはじめメンバーの皆様には感謝申し上げます。

青年会議所に入会して間もなく創立45周年を迎えた私も今では入会8年目となり、早いもので本年度創立50周年を迎える事となりました。ここまで来るにあたり青年会議所でしか経験する事の出来ない様々な役職・機会をいただき、先輩諸兄姉からの叱咤激励をいただきながらも、自分自身を奮い立たせ沢山の仲間を支えていただきながら活動することが出来ました。この経験を自分自身に留めるのではなく、成長の機会を与えてくれた（一社）小牧青年会議所に全身全霊で返していきたい所存でございます。

本年度は、貝沼委員長率いる夢チャレンジ委員会を担当させていただきます。我々、（一社）小牧青年会議所がまちづくり運動を行っていく上で、根底にあるのは市民の意識変革、それこそが重要だと考えます。

市民の意識変革を行う中で誰一人として取り残すことなく持っているもの、持っていたもの、それは「夢」だと思います。そんな誰もが持っている「夢」を強く思い描くことで、夢は希望へと変わり、人生の目標・日々の活力に変化していくと

確信し、誰もが「思い描いた夢を叶えられるまち小牧」を創造する事を念頭におき運動を展開していきます。

結びとなりますが、50周年という歴史的節目の年、良くも悪くも常に見られている年。だからこそ、臆することなく熊谷理事長の掲げる所信の基、メンバーの為、市民の為に身を粉にする覚悟で活動して参ります。一年間、どうぞ宜しくお願い致します。



## 副理事長兼室長抱負



副理事長兼室長 梅澤 侑未

2021年度、副理事長兼室長という大役を仰せつかったことを、大変光栄に思うとともに、その重責に身の引き締まる思いです。2015年に入会し、多くの先輩諸兄姉から様々なことを学び経験してきました。この学びと経験を自分のものにするだけでなく、メンバーに伝えていくことが、自身の成長と（一社）小牧青年会議所の成長に繋がると考えます。

本年度、活力向上委員会を担当させていただくことになりました。入会歴を問わず、私たちは地域社会や企業において、多様化した価値観の中で、組織の方向性を示していかなければなりません。何事にも挑戦する機会、またそれを全うして頂けるような体制作りに取り組み、メンバー一人ひとりがリーダーとしての資質を兼ね備え、地域社会や企業に必要とされる人財となることで、その個々の成長が組織や地域を強くし、（一社）小牧青年会議所の発展に繋がるよう活動して参ります。

最後になりますが、副理事長兼室長という大変貴重な機会を与えてくださった熊谷理事長、メンバーに深く感謝するとともに、LOMの牽引役を担う一人として精一杯務めさせて頂きます。一年間よろしくお願い致します。

## 副理事長兼室長抱負



副理事長兼室長 吉戸 淳

この度2021年度、(一社)小牧青年会議所の副理事長兼室長として、熊谷理事長のもと50周年となる節目の大事な年に大役を仰せつかり誠に光栄に感じると共に、役職の重みに身が引き締まる思いです。創立50周年という半世紀を迎える(一社)小牧青年会議所の、歴史の重さや先輩諸兄姉の築き上げてきた伝統に恥じぬよう頂いた役職に務めて参ります。

本年度は、LOM絆委員会を担当させて頂く事となりました。(一社)小牧青年会議所で得た経験や知識を一人ひとりが、自分自身の自信と変え魅力溢れるLOMとなることが拡大運動には必要であると考えます。そして(一社)小牧青年会議所で得た学びを自分の物とし、まだ見ぬ仲間に熱き思いを伝え会員の獲得へと繋げて参ります。小池委員長率いるLOM絆委員会と共に全員拡大を目指し邁進して参ります。

結びとなりますが、先ずは大役を頂きました熊谷理事長、そしてメンバーの皆様への感謝の思いを常に感じ初心を忘れず、一年間役職を全うして参ります。皆様一年間どうぞ宜しくお願い致します。

## 50周年実行委員会特別委員長抱負



特別委員長 三輪 直慶

2021年度、50周年実行委員会特別委員長という大役を仰せつかり、大変光栄に思う反面その責務の重要さに身の引き締まる思いです。私自身入会して9年という月日を迎え、先輩諸兄姉をはじめとする多くの方との出会いのなか多くのことを学び経験をさせていただきました。そこで得た気づきをメンバーに伝えることで（一社）小牧青年会議所の発展と自身の成長に繋げると考えています。

1972年にこの小牧青年会議所が設立され、半世紀の節目を迎える年になります。市民意識変革団体との所以である青年会議所におけるの自覚を持ち、常に一步先を見据えたまちづくり運動を展開していかなければなりません。そのためには、先輩諸兄姉の弛まぬ努力と情熱によって築き上げられてきた50年の歴史と功績に敬意と感謝を表し、脈々と受け継がれてきた創始の思いを継承しさらに、その先の未来を見据えた我々の運動を展開する必要があると考えます。

今日まで私たちが青年会議所運動をできるのは、まぎれもなくこれまで痕跡を残のこした先輩諸兄姉と、運動に理解して協力していただいた皆さまのお蔭です。50周年の節目を機に、小牧青年会議所の携わっていただいた皆様に敬意と感謝の意を表と共に、今後も素晴らしい小牧青年会議所運動に繋がるレールが引かれる様、特別委員長として役職を全うして参ります。

一年間、どうぞ宜しくお願い致します。

## 専務理事抱負



専務理事 名和 俊

2021年度、熊谷理事長のもと専務理事という大役を仰せつかり、大変光栄に感じると共に大役に対して身の引き締まる思いです。

創立50周年という記念すべき年にご指名いただいた熊谷理事長はじめメンバーの皆様から感謝するとともに、責任と自覚を持ちLOMの運営を行い、熊谷理事長の所信を達成すべく邁進してまいります。

LOMの運営に於きましては、川崎内務局長及び丹羽外務局長とともに事務局運営を行っていきます。両局長とともに規則に準じた資料作成や財務管理をはじめ出向支援や各種事業への参加の促進を行うことで、広い視野を持ち相互的な情報発信ができる組織基盤の強化を行っていきけるよう努めてまいります。

また本年度は創立50周年という大きな節目の年になります。創立以来長きに渡り歴史を紡いでこられた先輩諸兄姉に敬意と感謝を表すとともに、大きく時代が変わる中に於いて、次世代に残していかなければならないことを継承しつつ、時代に取り残されることなく先駆者であり続ける市民意識変革団体としての気概を持ち挑戦し続けていくことをお約束させていただきます。

結びとなりますが、自分たちが所属しているJCという最後の学び舎に於いて同じ時間を共有している仲間とともに大いなる夢を描き、明るい豊かな社会の実現に向け駆け抜ける

ことができるよう全力で職務を全うしていきたいと思いま  
す。一年間、どうぞよろしくお願い致します。

## 事務局事業計画

内務局長 川崎 将宏

外務局長 丹羽 智子

担当 専務理事 名和 俊	理事 丸川 翼 委員 石川 雄一 伊藤 佳輝 志村 雄司 日比野 修一
基本方針	<p>(一社)小牧青年会議所が次の時代へ向かって歩み続けるためには、規則に準じた資料作成・記録、財務管理や、メンバーに対し出向支援や各種事業への参加の促進を通じて研鑽する機会を増やすとともに、関わる方との相互的な情報発信を通じて、共感を得られる広報活動が必要です。</p> <p>そこで当委員会では、的確かつ広い視野を持ち、相互的な情報発信ができる組織基盤の強化を行い、今後も多様な実績と、高い信頼を備えた組織として活動ができるよう尽力して参ります。</p>
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本資料及び事業報告書の作成</li> <li>2. 総会の設営及び運営</li> <li>3. 総会及び理事会資料の作成</li> <li>4. スローガンの表彰</li> <li>5. 会費の徴収及び財務管理</li> <li>6. 事務局の運営</li> <li>7. JOYTIMEの運営</li> <li>8. ネームプレート挟み込み用紙の作成</li> <li>9. ホームページの運営管理</li> <li>10. 各種メディア・SNSを活用した広報活動及び商工会議所の掲示板活用</li> <li>11. 例会及び各種事業の取材・記録・整理・保存</li> <li>12. 姉妹・友好JCへの年頭書簡の発送</li> <li>13. 出向者タイムの運営</li> <li>14. 日本JC・東海地区・愛知ブロック及び尾張東6JCに関する渉外</li> <li>15. 2月度例会</li> <li>16. 9月度例会</li> <li>17. その他、総務、広報、渉外に関すること</li> </ol>

事業予定	1月	基本資料及び事業報告書の作成、定時総会、スローガンの表彰、ネームプレート挟み込み用紙の作成、姉妹・友好ＪＣへ年頭書簡発送 京都会議
	2月	名古屋会議、例会
	2月～11月	出向者タイムの運営
	7月	東海フォーラム2021 サマーコンファレンス2021
	8月	臨時総会
	9月	第54回愛知ブロック大会 知多大会、例会
	10月	第70回全国大会 宇都宮大会
	12月	臨時総会
	1月～12月	事務局運営、総会及び理事会資料作成、会費の徴収及び財務管理、JOYTIMEの運営、各種メディアを活用した広報活動、ホームページの運営管理、その他（総務・広報・渉外等）に関する事
	1月～12月	日本ＪＣ・東海地区・愛知ブロック及び尾張東6ＪＣに関する渉外
1月～12月	会員拡大並びに各種事業への参画	
委員会予算	収入の部	支出の部
	事業費繰入収入 156,000円	基本資料及び事業報告書作成 54,700円 スローガンの表彰 2,317円 ネームプレート挟み込み用紙作成 29,700円 ホームページ運営管理 5,060円 姉妹・友好ＪＣへの年頭書簡の発送 1,660円 日本ＪＣ・東海地区・愛知ブロック及び尾張東6ＪＣに関する渉外 220円 2月度例会 19,508円 9月度例会 38,448円 予備費 4,387円
	合計 156,000円	合計 156,000円

## 夢チャレンジ委員会事業計画

委員長 貝沼 隆史

担当 副理事長 兼室長 蛸原 義裕	副委員長 落合 巧 委 員 須賀 柳 中山 麻美 水落 太貴 武藤 正寛	
基本方針	様々な社会的要因によって先行き不透明になり、これまでの常識が覆ってしまった現代においては、自分が持つ夢について自信を持って語るができなくなっていると感じます。夢を描くことが日常生活を送る上での刺激となれば、希望や目標へと続く道が切り開かれ、ひいては未来へと歩んで行く自信に繋がりが明るい小牧の未来を実現する為に必要不可欠です。 そこで当委員会は、小牧に住み暮らす人々に夢を強く思い描かせることで小牧に住み暮らす人々の未来への希望や目標へと繋げていき、当委員会が目指す「We have a dream」が小牧市民に伝播し続けることによって、誰もが思い描いた夢を叶えられるまち小牧になると確信し、運動を展開して参ります。	
事業計画	1. 5月度例会 2. 10月度例会	
事業予定	5月 例会 10月 例会 1月～12月 会員拡大並びに各種事業への参画	
委員会予算	収入の部	支出の部
	事業費繰入収入 444,400円	5月度例会 629,861円
	寄付金 7,345,600円	10月度例会 7,001,760円 予備費 158,379円
	合計 7,790,000円	合計 7,790,000円





## L O M 絆委員会事業計画

委員長 小池 公二

担当 副理事長 兼室長 吉戸 淳	副委員長 小澤 国大	
基本方針	(一社)小牧青年会議所が地域に対して運動を大きく発信する為には、一人でも多くの会員を獲得する必要があります。 そのためには活動を通じ、多くの青年に向けて自身が成長出来る魅力や実体験を伝え、メンバー全員が意識を一つにし、拡大に関わり行動することが全員拡大となり、多くの会員獲得に繋がると考えます。またメンバー同士、交流を通じ新たな仲間を牽引していくことで、自信に満ち溢れ固い絆で結ばれた同志となると考えます。 そこで当委員会では、メンバーと共に全員拡大を目指し魅力溢れるL O Mになれるよう新たな会員の獲得に努めて参ります。	
事業計画	1. 会員拡大 2. 会員名簿作成 3. 仮会員オリエンテーション 4. 4月度例会 5. 11月度例会	
事業予定	4月 例会 8月 入会認証伝達式 11月 例会 1月～ 7月 会員名簿及び新入会員名簿作成・配布 1月～12月 会員拡大並びに各種事業への参画	
委員会予算	収入の部	支出の部
	事業費繰入収入 170,000円 登録料 204,000円	会員拡大 57,520円 会員名簿作成 0円 仮会員オリエンテーション 204,000円 4月度例会 13,680円 11月度例会 88,855円 予備費 9,945円
	合計 374,000円	合計 374,000円

## 50周年実行委員会事業計画

特別委員長 三輪 直慶

	副委員長 土屋 洋一	
基本方針	<p>（一社）小牧青年会議所は創立50周年を迎える年となります。1972年に創立されてから今日まで、私たちが青年会議所運動をできるのは、先輩諸兄姉の弛まぬ努力と情熱のもと、小牧の「明るい豊かなまちづくり」を目指し、地域に根差し展開し続けた青年会議所運動があるからです。これまでの歴史と伝統を創り上げてきた先輩諸兄姉の功績と、運動にご理解とご協力をいただいた関係諸団体の皆様に、敬意と感謝の意を表し、この先を見据え新たな一歩を踏み出すことが必要です。</p> <p>そこで、（一社）小牧青年会議所メンバー一人ひとりが、50周年の節目を機に、改めて歴史を振り返り、古き良き伝統を引き継ぎながらも、時代に即した形へと革新し続け、先輩諸兄姉と関係諸団体に敬意と感謝を伝え、（一社）小牧青年会議所の今後の未来へ繋がるよう邁進して参ります。</p>	
事業計画	1. 6月度例会	
事業予定	6月 例会 1月～12月 会員拡大並びに各種事業への参画	
委員会予算	収入の部	支出の部
	事業費繰入収入 450,000円	6月度例会 式典 1,009,989円
	登録料 3,250,000円	祝賀会 3,584,560円
	寄付金 1,000,000円	予備費 105,451円
	合計 4,700,000円	合計 4,700,000円

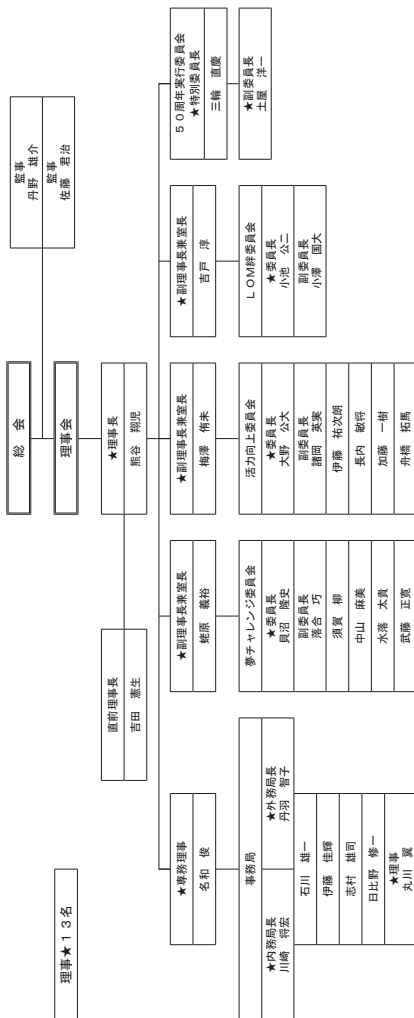
## 2021年度収支予算書

自：2021年1月1日 至：2021年12月31日 (単位：円)

科目	予算額	備考
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		
入会金収入		
入会金収入	150,000	10,000 円 × 15 名
会費収入		
正会員会費収入	3,600,000	120,000 円 × 30 名
新入会員会費収入	1,620,000	120,000 円 × 10 名 + 90,000 円 × 4 名 + 60,000 円 × 1 名
終身会費	120,000	15,000 円 × 8 名
事業収入		
登録料収入	3,454,000	
寄付金収入	8,459,175	
補助金等収入		
地方公共団体助成金収入	100,000	
雑収入		
雑収入	260,000	OB補助金
JOYBOX	46,000	1,000 円 × 46 名
その他繰入金収入		
基金繰入金収入		
前期繰越金	1,423,091	
事業活動収入計	19,232,266	
2. 事業活動支出		
事業費支出		
事務局	156,000	委員会事業費
夢チャレンジ委員会	7,790,000	委員会事業費
活力向上委員会	299,000	委員会事業費
LOM絆委員会	374,000	委員会事業費
50周年実行委員会	4,700,000	委員会事業費
市民討議会	180,000	市民討議会事業費

科目	予算額	備考
管理費支出		
会議費支出		
総会支出	150,000	
理事会支出	60,000	
給与手当支出	1,020,000	
賃借料支出	800,000	
通信・発送費支出	160,000	
印刷・製本費支出	80,000	
消耗品費支出	50,000	
租税公課支出	71,000	法人県民税・市民税均等割
渉外費支出	350,000	
雑支出	350,000	
負担金		
JCI会費	76,050	1,690 円 × 45 名
日本JC会費	255,000	5,000 円 × 45 名 + 30,000 円
東海地区協議会負担金	112,500	2,500 円 × 45 名
愛知ブロック協議会負担金	127,500	2,500 円 × 45 名 + 15,000 円
日本JC出向者負担金	20,000	20,000 円 × 1 名
国際協力資金	82,125	1,825 円 × 45 名
WE BELIEVE購読料	135,000	3,000 円 × 45 名
ブロック大会負担金	90,000	2,000 円 × 45 名
名古屋会議負担金	135,000	2,500 円 × 45 名 + 45,000 円
尾張東6JC負担金	10,000	10,000 円
積立金		
JOYBOX積立	46,000	1,000 円 × 46 名
JC基金積立	150,000	10,000 円 × 15 名
事業活動支出計	17,829,175	
事業活動収支差額	1,403,091	
Ⅱ 予備費支出		
1. 予備費支出	1,403,091	
当期収支差額	0	

# 一般社団法人小牧青年会議所 2021年度 組織図



※事務局長は（一社）小牧青年会議所運営規程第7条（1）紛務委員会（2）広報委員会（10）海外委員会の職務分掌及びその政策に関すること  
 ※夢チャレンジ委員会は（一社）小牧青年会議所運営規程第7条（7）社会開発委員会（8）青少年開発委員会の職務分掌及びその政策に関すること  
 ※活力向上委員会は（一社）小牧青年会議所運営規程第7条（6）指導力開発委員会の職務分掌及びその政策に関すること  
 ※L O M絆委員会は（一社）小牧青年会議所運営規程第7条（3）交流委員会（4）委員交流委員会の職務分掌及びその政策に関すること  
 ※50周年実行委員会は（一社）小牧青年会議所運営規程第6条2項に基づき設置する

## 2021年度一般社団法人小牧青年会議所年間スケジュール

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
三役会	12月21日	1月19日	2月16日	3月23日	4月20日	5月18日	6月15日	7月20日	8月17日	9月21日	10月19日	11月16日
理事会	8日	2日	2日	6日	4日	1日	6日	3日	7日	5日	2日	7日
総会・例会	27日	9日	9日	13日		12日				23日		
委員会事業	事務局	事務局	活動向上	LOM絆	夢チャレンジ	50周年記念式典	活動向上	入会承認伝達式	事務局	市民協議会	事務局	事務局
総会・例会担当	事務局	事務局	活動向上	LOM絆	夢チャレンジ	50周年実行	活動向上	事務局	事務局	夢チャレンジ	LOM絆	事務局
日本	京都会議 21日～24日						サマコンアワイク 17・18日			全国大会 7日～10日	世界会議 16日～20日	
地区							東海フォーラム 4日					
ブロック	会員会議所 30日	名古屋会議 11日	会員会議所 20日		会員会議所 23日		会員会議所 31日		プロック大会11日 会員会議所25日			会員会議所 (本次) 4日
5JC	岩倉総会 25日 尾張旭総会 28日 春日井総会 26日 瀬戸総会 16日 北名古屋総会 29日											正副理事長 会議
OB関係												

## 2021年度出向者一覧表

出向先	委員会名・役職名	LOM 役職・配属	氏 名
日本 JC	地域グループ質的価値創造 会議 委員	直前理事長	吉田 憲生
愛知 BC	次世代広報デザイン委員会 委員長	活力向上委員会 委員	舟橋 拓馬
愛知 BC	次世代広報デザイン委員会 統括幹事	事務局 委員	志村 雄司
愛知 BC	次世代広報デザイン委員会 運営幹事	夢チャレンジ 委員会 委員	中山 麻美
愛知 BC	ブロック大会運営委員会 副委員長	50周年 実行委員会 副委員	土屋 洋一
愛知 BC	ブロック大会運営委員会 委員	副理事長	吉戸 淳
愛知 BC	ブロック大会運営委員会 委員	事務局 委員	日比野 修一
愛知 BC	ブロックアカデミー委員会 委員	夢チャレンジ 委員会 委員	水落 太貴
愛知 BC	ブロックアカデミー委員会 委員	活力向上委員会 副委員長	諸岡 英実



公益社団法人 日本青年会議所  
2021年度 会頭所信

野並 晃

【はじめに】

新型コロナウイルスを起因とするパンデミックは、人類のあらゆる尊厳を脅かし、世界規模で社会的、経済的、そして政治的危機を引き起こしながら、依然として私たちの生活に甚大な影響を与えている。

青年会議所もまた、その活動に大きな影響を受け、日々、生命の安全と経済の再生という難しい選択を突きつけられた。

「昨日までの日常が失われ、混沌とした空気が蔓延し、誰もが不安になる時代」

「今までの価値観が変容し、新しい時代を迎えざるを得ない時代」

私は、こんな時代だからこそ、70年前に制定された私たちの創始の精神を今一度、噛みしめ、改めて青年会議所の本来の姿を明確にして、行動していくことが求められていると信じている。

「新日本の再建は我々青年の仕事である。更めて述べる迄もなく今日の日本の実情は極めて苦難に満ちている。この苦難を打開してゆくため採るべき途は先ず国内経済の充実であり、国際経済との密接なる提携である」

いつの世も、光は辺境から差し込み、時代が変革していくように。

【今、私たちが問われている】

戦後の荒廃期において、祖国日本の再建は、私たちが成す

べきことであるのだという圧倒的な当事者意識の集積が青年会議所を創り、その意志は全国へと伝播された。様々な時代を背景として、日本の青年の運動は設立から70年にわたって今日まで連綿と流れ続けている。

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の発令という、私たちが未だ経験したことがない事態を前に、今まで当たり前に行ってきたことを強制的に止められるという経験をした。多くのことが止められても、家族のため、地域のため、生業のためと考えたとき、自分たちが起こすべき行動は、「明日、世界が減びるとしても、今日、君はリンゴの木を植える」という言葉に当てはまるものであった。

企業にとっては、継続は1つの命題である。特に我が国においては、江戸時代の商家が暖簾を守ることを使命として、日々の商いに努めてきたと言われている。仕事に励み、利潤を上げていくことは、生活の維持向上のためでもあったが、それにも増して営業の基盤を固め、商いの永続性を確立していくことが主人たるものの使命と心得、その使命遂行の責任を持つ故に、従業員に仕事を命じることも協力を要請することもできたということである。

青年会議所にとって、継続とは手段である。抛り所とする価値観を踏み外すことなく、一方で時代に即した形で変わり続けてきたからこそ、今日の青年会議所が存在するのだと私は解釈をしている。だからこそ、未来へ歩みを進めるために不可欠となる、原点への回帰という作業を確認することで、立脚点を明確にし、その立脚点を前提として、未来への進化を図っていきたいと考えている。

今までの中心が明日には周辺になり、価値観や文化をも覆しかねない。過去から容易に導くことができない事態の出現が頻発する、今という大きな揺らぎの中にあっては、過去が未来を決定するのではなく、どのような未来を描くかによって、過去と現在がどのような意味を持つかが創られるという文脈において、私たちは根源的な時間を生きるのである。

今という時代に光明を見出すのは、私たちの「純粋な正義感と、目的完遂の確固たる実行力」に他ならず、「打開してゆくため採るべき途は国内経済の充実であり、国際経済との密接なる提携」に他ならないのだ。

【危機はどんなときも私たちの隣で「ほんとうにそれでいいのか」と囁いている】

今日までに経験した、時には多くの命が奪われた災害から、かつて私たちはどれだけの教訓を得ることができたのだろうか。危機に直面し、誰もがいつもの日常に戻ることを求めて、結局は何も学ばず変化しないことを私は最も恐れている。

私たちが、この世の中で生活するという事は、常に何かを学ぶ姿勢であり、「生きること」と、「生き残ること」の両義性こそが重要であって、ただひたすらに生き残ることだけを目指していたのでは、むしろ私たちの生活を破壊しかねない。生き残ることだけを目指し、友人と親交することをやめ、危機を完全に排除しようと他者を差別することは、反対に生活を破綻させることにつながる。それは私たちの生活を、生きるか、生き残るかという二元論に押し込めてしまう議論の在り方そのものに問題があるからだ。そうだとすれば、どちらにも偏らない生活への気遣いこそが、今を生きる私たちが危機と共生する時代の、倫理の導きの糸となるのではないだろうか。

私たちは、あらゆる事柄に倫理的に完全に無関心になることは決してできない。誰もが不安と鬱屈を抱えている。それでも他者への想像力を働かせることが、自身を救い、そして人を救うのだ。倫理とは、異質という錯覚を「今のあなたは私だったかもしれない」という事実に変換することである。

危機から私たちが試されているのは、そこから学ぶ態度を持ち、変化する関係性の中から生み出される矛盾を、二者択一で解決するのではなく、矛盾を内包したより高次のレベル

へ統合する思考を持てるかということである。世界は様々な矛盾で満ちており、その中で何かを実現しようとするれば、二面性の壁にぶつかるのが現実の姿だ。この二面性を否定せずに受け入れ、統合することによって、「どちらか」の二項対立を乗り越えて矛盾を克服し、「どちらも」を実現する新たな価値の創造へと至るのである。

#### 【新たな時代への視座】

18世紀イギリスに端を発した産業革命は、産業の効率化を推し進め、産業資本の成立によって資本主義経済が完成した。その後、資本主義社会は展開され、都度修正を経ながらも21世紀を迎え、市場経済万能の様相を呈している。世界的な恐慌や危機を回避するべく様々な綱目が張られているものの、世界的な課題はより複雑化し、過去からの延長や教訓では太刀打ちできないような病理を浮き彫りにしている。

経済の対象は言うまでもなく人間であり、人間を取り巻く社会である。経済とは、それ自体が目的ではなく、人間としての目的や社会としての目的を達成するための手段だ。人間としての幸福は、資本主義の金銭による計算では表せない。株主資本利益率や市場の効率化のみを追求しても、経済の本来の目的を達成することはできない。私たちに問われているのは、新たな手口を編み出すことではなく、本質的な目的に正対することに他ならない。

人口減少・超高齢化に向けた流れが着実に進行し、財政にも課題を抱え、慢性的なデフレが続き、力強い経済成長をなかなか実現できず、地域社会が疲弊するという悪循環に陥っている。今こそ、本質的な目的に正対し、物量を指標とするのではなく、質的な指標を掲げて、新たな時代を生き抜いていくべきである。つまりは、クオリティ国家を目指すべきである。クオリティ国家を目指すためには、国を構成する地域が自立し、自ら積極的に輝こうとする主体性が前提となる。

企業においても、個々の企業が利潤最大化を通じて株主利益を追求することにより、結果として社会全体の善や幸福が達成されるという思考は、現在、修正を迫られていることに議論の余地はない。ビジネスの本質とは利益の最大化のために競合他社をしのぐことではなく、その企業に特有の価値観やビジョンに基づいた卓越性を求め続けることである。卓越性を追求していくことは、携わるステークホルダーのみならず、社会に対する共通善に貢献しようとする姿勢を同時に形成する。つまり、利益は価値の創造の結果であり、それ自体が第一優先ではないのだといった価値観への共感の連鎖を紡いでいくことが、今日に対峙すべき視座なのである。

【地域が主体的に自立し、自ら輝こうとする姿勢を訴求したい】

質的価値を追求する国家を目指す上で鍵となるのが、私たちが住み暮らす地域である。量的なNO. 1を目指すためには、各地域がバラバラに産業発展の努力をするのではなく、国家が主導して、全体としての効率を優先しなければならない。そのためには、権限や資本を中央に集中させ、より錬成され統一された技法を各地域に水平展開して、強力に開発を推し進めることが最も有効かつ効率的であった。

実際、日本は、世界に誇る識字率の高さとも相まって、加工貿易立国として奇跡的とも言える量的発展を成し遂げた。しかし、こうした時代が終わりを告げた今、過去の成功モデルから脱却しなければ未来はない。かつての成功モデルに則った、上からの地方創生は既に限界を迎えている。質的優位を達成するためには、統一された技法が全国で用いられることよりも、多種多様なイノベーションが日々巻き起こることのほうがずっと重要である。だから、新たな時代において、質的優位を達成するためには、かつて中央に集中した権力や資本を地方に分散させ、日々イノベーションを産み出すため

の土壤を全国各地に創り出す必要がある。そうした意味で地域こそが鍵となるのである。青年会議所においては、各地域の会員会議所が全ての根源である。メンバーは必ず各地の会員会議所に所属し、そこでの地域活動が最初の青年会議所活動となる。全ての基本は地域である私たちだからこそできるイノベーションを産み出す手法があるはずだ。

また、単に土壤を創り出すだけではそこにイノベーションは産まれない。地域に生きる青年経済人の責任として、まちづくりに向き合い、地域に根差し、そして向き合い続けていく私たちだからこそ、能動的な当事者として、自らの地域の成長戦略を可視化できるような、未来の補助線を描く責任があるのだ。新たな時代を肯定し、地域の生き方を再定義する必要がある。かつて日本では、一村一品運動という地域の活性化策があった。1つの村に1つの特産品を創り、日本全国に展開し、地域を盛り上げようというのである。また、まちおこしの名の下に、祭やイベントを企画し、名所を掘り起こそうとした時代があった。今の時代に創り出すのは特産品ではない。産み出すのは「モノではなく価値」である。実際、全国に展開可能な特産品を産み出すことなど容易ではない。また、国民の多くが訪れる新たな名所などそうそう見つかるものでもない。

地域において新たな価値が産み出されたとき、それを全国に水平展開しようとする必要はない。先にも述べたように、各地域において活動する私たちの手の届く範囲で質的に高い価値が提供されていること、それは、その地域でしか提供できない価値だからである。同じ成功モデルを全国展開しようという考え方は、多様性が基軸となる新たな時代にそぐわない。それは、とすればモデルの「押しつけ」になり、かつての上からの地方創生の同じ轍を踏むことにもなる。私たちは他地域の成功モデルを追い求めるのではなく、一人ひとりが創造者であることを自覚する必要がある。そして、各地域でそれぞれのメンバーが輝き、それぞれの地域にあった運動

を展開することが、日本国内全体における青年会議所の価値を高めることにつながる。

多くの地域では人口減少への対応策についても、人口を闇雲に増加させるような政策ではなく、経済、産業政策をもって新たな財を稼ぐ方法を検討し、乗り越えていくしかない。人口過剰状況を前提とした過去の低生産性社会から脱却し、人口減少時代における低需要でも、質の高さで人々を引き寄せる新たな需要を生まなければならない。また、人口に左右されない高い生産力による稼ぐ力を確保するために、進行する超高齢化社会を受け入れ、高齢者も高い生産性を持って活躍できる社会を実現しなくてはならない。

地域経済的観点からも、より持続性の高い企業やまちに投資が集まる時代が目の前に到来している。たとえ小規模でも持続可能な地域を実現するビジネスモデルが資金を調達できる機会を提供し、持続可能性や取り組みを可視化し、世界基準での評価を得られることで、地域内のパイをお互いに奪い合うのではなく、E S G投資をはじめとする、経済の水源としての人・モノ・情報が世界から集まる自立した地域を創ることができる。このように考えると、いわば人類の目標であり世界の目標であるSDGsについても、それが地域の在り方という文脈で必ずしも水平展開される必要はないことに気付くだろう。実際、最近の企業の統合報告書においては、各社においてどの項目に取り組んでいるかを丁寧に示してアピールに余念がないが、その内容はどうしても横並びにならざるを得ない。しかし、持続可能性という概念の達成に向けて、各地域が創造的努力をするのであれば、自然と各地域に独自の指標が設定されるはずなのである。こうした18番目のゴールのように、余白の世界に価値を持つことがニューノーマルの中で求められており、その創出が今の社会に対して提供することのできる価値となるのである。

地域で輝く人財には、与えられる環境が重要である。その人財の価値観は、私たちの住み暮らす地域の中でだけ提供さ

れる価値であっても良い。その価値が十分に質的に高く、さらには人財が各地域で生み出され活躍すれば、各地域はそれぞれの色で輝き出す。スポーツを通じた取り組みもその一部である。地域や分野に尖った人財が生まれる環境が整うことで、それぞれに彩のある質の高い地域が生まれ、社会により良い影響をもたらすのである。

リアルな活動が制限される中において、デジタル活用が様々な場面で必要性を増し、一方でデジタルが強化されることで、リアルな活動においても新たな価値を創出する必要性に迫られている。従来の仕組みを単にデジタルに置き換えるのではなく、体験の本質は何かを追求し、体験することでその先に行けることが重要だ。デジタルにより、できなかったことができるようになる。それぞれの仕事の価値を高める。仕事の仕組みが変化することで一人ひとりの価値を掴み、一人ひとりが納得し満足できる商品やサービスを作る。それがニッチなものであっても、品質を高めていけば社会とも共有できる価値になる。そういう体験をビジネスにつなげていくことが、これからの企業に求められているのである。

【地域の自立を促し、背中を押すことが柔らかな国家の形成につながる】

地域に権力や資本を分散させたとしても、国家レベルの課題を地域に担わせることが妥当でないことは言うまでもない。国防や巨大インフラの整備といった事業を、地域の手に分散して担わせることはできない。そして、国家的課題に対する各戦略について、私たち日本青年会議所は必ずしも専門的知見も経験も有していない。

しかし、国家とは地域の延長であり、地域に住み暮らす人々を抜きにして成り立つものではない。したがって、地域に密着し、地域で新たな価値を提供する私たちが、国家的課題を把握し、それを各地域において実践することは重要な意味を



持つ。私たちが実践すべきは集積された権力や資本を運用するための戦略ではなく、多様性ある各地域でなし得る地に足の付いたリアルな戦略である。そうした戦略を、国家的戦略の立案・遂行を担う人・団体とパートナーシップを組み、これを継続することによって、よりリアルに実践していくことこそが、新たな時代の日本青年会議所に課せられた担いである。

経済についても、人口が減少局面に入り、行き詰まることの明白な社会保障費の激増に対し、収益の確保は重要であるものの、量的観点からいたずらにGDPの拡大を追いかけるべきではない。そうではなく、少ない費用でも質的に良好な生活を送れる環境を実現することで解決を図るべきである。そのために鍵となるのは、海外を含めた優れた知見を呼び込む環境の整備である。総務省がまとめた2019年の人口推計では、死亡数から出生数を引いた日本人の自然減は49万人で過去最高となった。一方で75歳以上の人口は50万人超増えて総人口の15%に迫り、超高齢化が加速する。一方で、外国人の入国者から出国者を引いた社会増加は初めて20万人を超えた。4年前と比べて倍の規模であり、人口減が進む日本の人手不足を補う層として厚みを増している。出産・育児に関わる支援を引き続き推し進めるとともに、ラグビーワールドカップにおける日本代表のように、もともと外国籍だった人を含めたワンチームを創り出すために、能力のある外国人を日本社会に適応・融合させる実績を積む必要がある。こうして、海外も含めた優れた知見を呼び込み、各地域においてこれを実践するために、賃金という量的な観点だけでなく、質的に魅力的な雇用環境の整備を今すぐにも始めるべきである。

優れた知見の確保という意味では、日本の将来を担う子供たちや若者に対する教育の質的転換も重要である。インドはフォーチュン500社（米フォーチュン誌が毎年発表する上位500社のリスト）に多くの副社長以上の役職者を提供し

ている。人財育成という観点において、世界の経営陣の中で活躍できる人財を大量に輩出しているのである。インドの教育において力が入れているのはSTEAM(サイエンス・テクノロジー・エンジニアリング・アート・数学)教育と英語である。現在、日本の教育は日本の社会の中で生き抜くことを前提とされているが、教育においても、日本にとどまることなく世界化していかなければならないという危機感を持たない限り、教育レベルの世界の中での相対的な低下とともに、国民のレベルの低下にもつながる。答えがある時代の教育から、答えのない時代の教育への変化が必要なのである。また、メディアリテラシーに関しても、現実が刻々と変化することを理解したうえで学び続ける必要がある。

これらの国家的取り組みは、かつてのような中央からの押しつけであってはならない。地域がその実情に応じ、質的観点で自発的な、そしてその地域に限定した取り組みを実践すべきなのである。そのためには国と地方の権限に関して、今一度その在り方を見直すべき必要性がある。私たちは各地域の目線からこうした研究を行い、質的な権限委譲を実現させていく。現在の都道府県の立ち位置としては、機関委任事務は廃止されたものの、地方における行政サービスを中心として、国から委託された範囲の中で行う機関としての役割が未だ多く残っている。つまり、地方にはまだまだ制限された自治権しかないというのが現状である。アメリカやドイツはそれぞれの州が三権を持ち、企業誘致をはじめとした産業政策、すなわち地方の繁栄と雇用創出は州の権限で実施し、連邦政府は国籍や外交、国防、金融政策に関することを決定するという役割分担がされている。中国も人事権は中央が押さえているが、経済政策に関しては市長に権限が与えられており、経済成長の目標さえ達成していれば、開発原案は通るようになってきている。結果、100万人都市は140以上にも増え、計画経済と言われながらも地方に権限を与え競わせたからこそ全体として高い経済成長を達成できたと言える。国民幸福

度が高く福祉国家、高生産性国家として名高いデンマークでは、国家の権限は医療行政に集中しており、それ以外の各種政策は地方の状況に合わせて各地方が高度な自治権を有している。

もちろん、主権国家がどのような統治制度を採るかは、歴史や国柄が大きく関わってくるため、他国の制度をそのまま我が国へ水平展開しようとするのは愚の骨頂である。とはいえ、常に今日が起点であるという意識で世界を見渡し、我が国を見直せば、憲法を聖域と考える必要はまったくないことに容易に気付くのである。私たちは、質的価値を重視する国家の観点から、改めて主権者として統治の在り方を考えることが重要である。

新型コロナウイルスの蔓延は国家に大きな被害をもたらしたが、一方で、病院や避難所などの社会インフラの拡充と、これらへの投資の必要性を再認識するきっかけになった。実際、当初は有症者を全て病院において対応するという方針で進んだものが、その後の情勢からホテルを借り切るなどの施策も合わせることで、病床不足に陥ることを補った。避難所生活においても今までの行動を変容することが必要とされるとともに、平時の想定が予想以上の混乱をきたさないことにもつながる。地震や暴風雨のようにある程度地域が限定されたものから、疾病のように国全体を覆いつくすものまで想定範囲が広がった中で、地域におけるインフラ投資を推し進めるとともに、今までのパートナーとの連携を緊密にしたうえで、新たなパートナーとの連携を構築する必要性も認識されたのである。これまでの災害の調査から、友人、家族、近所の人々が、有事の際に最も重要な支援元であることが多いと分かっている。行政とコミュニティの非常時対応の役割を明確にするとともに、地域社会の活動を通じて築かれる地域コミュニティに生まれる人間関係は、災害対応を超えて地域の連携と信頼関係を高める取り組みとなる。

強靱な国土を創るための国防やインフラ整備について、国家的事象としてこれを自らと無関係とし、乏しい情報と知見に基づいて空論を交わすことは容易いが無意味である。私たちは量的観点から質的観点へとパラダイムシフトするとともに、国家的事象を自らと自らの地域に落とし込んで課題を探り、解決する視点を持たねばならない。国家有事の際、作戦に必要な物資、生活に必要な物資はどこでどのように不足するのか。地域にはどれほどの不便や混乱が生じるのか。食糧自給率や土地の管理に関する問題など、無論、専門家によるシミュレートはされているものの、地域を知り地域を動かすことのできる私たちには、できる備えがあるはずであり、それが地に足の付いたリアルな国防である。

【世界が内側への志向を強める中であって、民間レベルにおけるさらなる連携を求めたい】

ウイルスのような目に見えない敵と対峙したとき、一時的にその敵に打ち勝つために、人の往来を止めるということは合理的な判断である。だからといって、人・モノ・情報がボーダーレスで移動・流通するのが当たり前となった世界において、世界が恒久的に分断されるということはありません、あってはならないのである。国家という基本的枠組みは失われられないものの、グローバル化した世界において、人類は相互理解と連携をこれからも続けていくことになる。渡航に物理的な制限が生じることは、各国との相互理解と連携の必要性を些かも失わせない。ウイルスとの対峙が長引く今だからこそ、ニューノーマルな世界を先駆け、あらゆる方策と新技術を用い、他の国際組織と協働し、ときにはイノベーションを産み出して、国際社会の一員としての役割を全うしていくべきなのである。

地球上のいかなる国家も、自国のことのみ専念し、他国を蔑ろにしてはならないのであって、我が国はこの理念を共

有する国際社会において名誉ある地位を占めてきた。日本を取り囲む海と空は世界中いかなる国・地域ともつながっており、近隣諸国という距離的概念に囚われない国際戦略が必要とされている。中国とは常に次世代の関係構築を行っており、世界の平和を意識した関係の深化が求められている。その際に鍵となるのが、成熟国家・課題先進国として世界をリードする我が国の立ち位置である。お互いが強みとするものを民間交流の視点で活かすことが重要である。

J C I に対し、日本は世界に誇る会員数を提供し、そのプレゼンスを高めてきた。しかし、会員数といった量的優位だけに依存してはならないことは繰り返すまでもない。ましてやここ近年では、毎年拡大に成功している国家青年会議所や地域に対して、会員数における量的優位という観点において、日本が会員数トップでいられるのも時間の問題である。しかし、J C I において日本のプレゼンスが高いのは会員数による量的優位だけでは決していない。毎年展開している運動や事業の質、組織としての運営方法、さらには政府や地方自治体との連携など、他国の国家青年会議所との違いは明確である。2021年度は、J C I 会頭を日本から輩出する特別な1年であり、J C I との協働をさらに強く推し進めることのできる年となることから、この機会を通じて世界で活躍するリーダーから多くの学びを得ることが重要である。また、全世界から注目を浴びる年だからこそ、各国青年会議所の模範となる運動を推し進めることで、J C I における日本のプレゼンスをさらに高めることができるチャンスのある年でもある。ウイルスによって人の往来が難しくなった今、他国との連携を図ることは難しくなったかのように思われるが、実際には技術的な発達によりオンラインを用いて世界とつながることは容易であり、そのことに気付いた各国青年会議所では、今や会議やトレーニングのみならず諸大会においてもオンラインを使用して行うことが主流になりつつある。コロナ禍だから国際交流は難しいのではなく、コロナ禍だからこそ、逆に

世界との壁がなくなりつつあることを認識し、民間レベルにおけるさらなる連携を推し進めていくことが大切である。

私たちが各地域で成すべき価値の創出と質的向上は、世界という舞台においても成すべきことである。SDGsの17の目標はその際の有効な指標であり、世界各地での実践をさらに加速させていかなければならない。ただし、ある地域で成した実践を、他地域へ、または世界へと波及させることを重視する必要性は低い。その地域の実情にあった、その地域にのみ妥当する手法で十分であり、これを数多く実践するほうが重要なのである。日本青年会議所においては、2019年にSDGsを運動の主軸に置き、各地会員会議所とともにSDGs推進宣言を採択し、一丸となって推し進めてきた。このことは、世界の青年会議所も注目しており、今やJCIにおいても日本のSDGsの推進事例は注目を浴びている。今後は、コロナ対策とSDGsを絡めた運動をオンラインなどの技術を駆使して展開することで、さらなるプレゼンスを高めていく必要がある。

このように、世界を1つのフィールドと捉えたとしてもなお、ロシア、そしてアジアとの関係維持は戦略上重要である。距離的概念は別にしても、その歴史的関係の深さ、感情的なつながりと対立は、今なお全ての日本人が向き合うべきアジェンダである。これまで培ってきた両地域との関係を維持し、相互理解をより進めるべきである。今後、世界が置かれる状況から明らかであるのは、これから確実に起こり得るリスクに備える適応ビジネスが、世界中で成長する分野であるということだ。世界的にも多くの課題を経験してきた日本のそれぞれの地域が、自らの解決力を他のまちより先んじて高めることで、この適応ビジネスを信頼される質の高い輸出産業に育てることが成長戦略の1つとなるのである。

ところで、このような国際事業に取り組む際、私たちに大きく立ちほだかるのが言語の問題である。世界で最も広く使われている英語と我が国固有の言語である日本語とは、他の

言語に比べ、言語構造が最も離れているとの研究がある。すなわち、英語圏の人々にとって日本語は最も身につけがたく、私たち日本人にとって英語は最も身につけがたい言語なのである。JCIにおいては、日本語は主要言語の1つである。しかしながら、実際に日本語を使用できるメンバーが他国にいるわけでもなく、コミュニケーションには英語が必要不可欠である。一方で世界会議などの総会を見てもわかるように、他国の多くのメンバーは英語を使用することができ、英語によって民間外交を推し進めている。日本語が主要言語であるからと言って、いつまでもそのことに甘んじていては、日本が世界から取り残されることになってしまう。どんなに素晴らしい運動を展開しても、どんなに画期的なアイデアを持っていたとしても、それを共有する術がなければ、世界から共感を産むことは難しい。日本人は誰しも義務教育や高等教育において英語の勉強をしている。国内において英語を習ったことがないという日本人はほとんどいない。それにもかかわらず、英語を使用できない、英語を扱うことに強い抵抗感を持っている日本人はあまりにも多い。日本青年会議所の組織及び10年後、20年後の未来を見据え、他言語及び他文化理解に関する国際教育の推進が急務である。

#### 【新たな自己生成を繰り返す能動的存在であり続けたい】

組織の現状から組織の改革への決断を行った2020年度において、現状を悲観的に捉えず、時代に即した組織へと改革できる絶好の機会であると受け止めようという観点が起点となった。新型コロナウイルスの感染拡大に直面をして、あらゆるものが、従来と同様の進め方ができないからこそ、未来にビジョンを定め、組織の本来的な目的を見失わずに、どのような手段としての選択肢があるのかということに向き合う機会でもあった。

若者や女性活躍社会の実現を謳いながら、メンバーの平均

在籍年数も増えず、女性メンバーが極端に少ない現状について、根本的な原因分析を行い、数値目標ではなく質的な環境整備を行うべきである。事業の魅力、人財の魅力が相まって会員拡大が果たせるのである。新型コロナウイルスの蔓延によってメンバーが疲弊し、会員数を減少させている各地会員会議所がある一方で、コロナ禍においても会員拡大や組織改革を推し進め、成功させている各地会員会議所も少なくない。ピンチをチャンスとして捉え、前向きに活動を推し進めていくことで、様々なアイデアが浮かび、組織を前進させることができるのである。また、パートナーシップを持つ団体との連携を、個人間のつながりにとどめることなく、組織の資産として蓄積することで会員拡大に活かす仕組みを構築する必要がある。

2021年は日本青年会議所設立から70年目という節目の年を迎える。この節目の年に、先人たちが積み上げてきた70年の歴史を振り返り、私たちが過去から積み重ねてきたものを整理し、いつの時代にも常に振り返りができる環境を整備する必要がある。また、経験を積み巨大化した組織とは、時に様々な不合理を生み出すこともある。調和と共生を宗とする日本人の在り方も相まって、曖昧で情的、そして硬直した組織関係が弊害として生じていることもまた直視せねばならない。日本青年会議所の組織の在り方は、これまで多くの具体的な成果を挙げ、メンバーの人生をポジティブに変えてきたが、同時に生ずる弊害が、疲弊し消耗するメンバーをも生んできたことは否めない。また、社会が高度なコンプライアンスを要求するようになってきているところ、曖昧で情的な組織は、社会が求めるだけの規律を維持できない危険が高まっている。コンプライアンスの確立と維持のためにチェック機能を強化することは当然であるが、そもそもメンバーが自律的且つ主体的に規律を維持するような組織運営の在り方や、組織としての生き方に向き合うべきである。また、不確実で複雑な時代に、様々な労力を費やす大義を踏み外すこと



のないように、メンバー全員が、青年会議所の普遍的な理念と、時代に即したビジョンを腑に落とす必要がある。これまでは経験的理解と人的交流に重点をおいて継承されてきた日本青年会議所の理念、ビジョン・ミッションを、入会して間もないメンバーでも共有し実践できるような方策を進めなければならない。新型コロナウイルスの蔓延は、三信条をはじめとする日本青年会議所の理念を、メンバー一人ひとりの中でアップデートする大きな機会となるはずである。

コロナ禍により集合型の事業の開催が難しくなる中で、巷ではオンライン研修など個々の能力を向上させるニーズは高まりを見せている。私たちが持つ、個人能力開発に適しているJ C I公式コースやJ C I推奨コース、日本J C 公認プログラムはさらなる受講しやすい環境作りが必要である。また、経済情勢が不安定な中、青年会議所活動より仕事に集中すべきであるという意見もある。学びの過程においては、インプットにとどまらずアウトプットを重ねることで、理解の強化やさらなる視点の獲得につながる。私たちはなぜ青年会議所活動に時間を費やすのかという問いに立ち戻った際に、青年会議所という仕組みを通じて、自らの地域を、社会を、自身が守るべき者のためにより良く変えていくという活動の本質的な大義を、一人ひとりが胸を張って語るべきである。

世界約80か国のリーダーとの出会いは、個人と個人との関係性を強力に構築する。民間外交の基盤となるものは、この個人と個人との関係性である。日本青年会議所がJ C Iに加盟するまでの経緯や、国際アカデミーの歴史を学ぶことは、現在の世界情勢の中で日本が果たすべき役割を明確にする。また、我が国が目指すべき質的国家への転換について、今後経済発展を終え、日本と同じような課題に直面すると考えられる世界中の国に対して、警告し教示し支援すべき道義上の義務を負うのである。

ブロックにおいては、会員拡大やアカデミー事業を重要視しているところが多い。しかしながら、その事業の質が全て

高いところで維持されているという訳でもない。日本の未来のために活動する会員会議所のメンバーを、地域で育てる組織体制を創るとともに、今後の会員候補となる世代を事業に巻き込む仕組みを構築することで、運動の発信と会員拡大の両輪が回るようにする必要がある。私たちはこの青年会議所を、最高のリカレント教育の場として開かれた存在にする必要がある。かつては「JCしかない」と言われた時代から、今は「JCもある時代」とよく耳にする。今後リカレント教育を行う組織が増えることが予測される中で、青年会議所が実践を通じ、まちづくり、組織のリーダーとして、家族を守るものとして、唯一無二の世界最高レベルの学びと気付きのリカレント教育の場となる努力を行う組織であることが、社会に必要とされる組織となる条件である。

私たちは、共通した志と目的を有した組織であるが、隣町の青年会議所が行っている事業すら知らないことが多い。これまで、世界中、日本全国の各地会員会議所において、経済、環境、地域再生、メンバー育成など様々な課題を解決するための事業がその地域のために行われてきた。これらの蓄積が共有される横のつながりを強めることこそ、連絡調整機関としての重要な役割であり、組織の生産性向上への必要な機能である。ある地域で既に存在している事業が、違う地域でも引き継ぎをされることなく、同じように産みの苦しみを経て産まれることは珍しくない。そして、ある地域では失敗に終わった過去の事業でも、違う地域ではうまくいく事業もこの広い日本、世界では存在するはずである。これまでの財産である全ての事業の蓄積を、各地会員会議所が共有し、より有効で効率的な事業運営を行うことが必要である。また、日本青年会議所は、「頼られる組織」でなければならない。頼られるためには、信頼を得ることが必要となる。そして信頼を得るとは、共感を得ることと同義である。日本青年会議所とつながったら楽しそう、何か良いことがありそうだといっ

た期待感を感じられる事業を構築し、これらの共有から共感をさらに外部へと広げることを意識する必要がある。

【組織の内側を強固にすることで、ブランド価値を高める】

様々な組織が乱立する時代にあって、青年会議所は地域の課題を自ら発掘し、自らの手で解決策を模索し、政策の立案、実行までを行う組織である。青年会議所という組織だからこそ、社会の問題点に対して純粋な気持ちで、取り組むことができる。この組織の変えてはならないことは、常に実現に向けた道筋を見定め、そのためのアクションを起こし続けることである。

情報は相手に伝わった時、初めて発信となる。実質的な情報伝達ができているのであれば、青年会議所運動は自己満足の世界でしかなくなり、標榜する変化を創ることはできない。時代に即した情報媒体や効果的な発信手法を考え、他者を巻き込むことのできる広報活動は、組織のブランディングにおいても重要である。

組織が管理する資産の中には、長期間の視点を持って考慮すべきものがあり、J C会館もその1つである。2020年度に出される答申書の内容に沿って、今後のJ C会館の未来におけるあるべき姿を描く議論を進める必要がある。

優れた組織と凡庸な組織との違いは、メンバーが要求された仕事以上のことを実行する意欲があるかどうかと言われる。協調の前提は個人の確立であって、各自の主體的な行動の総和が真の協調性を創出する。つまり、優れた組織に求められるものは、表層的な協調性ではなく、自分が動かす覚悟に帰結するのである。コンプライアンスや財政の面においても、社会の変化に合わせてルールをどのように解釈するかが求められている。

### 【交わる関係性を重視し、地域に光を当てたい】

日本青年会議所は、国家的視点から青年会議所としての政策を展開するだけでなく、会員会議所の連絡調整団体としての性格を有している。その主眼は単なる事務的な通知・通達にあるのではなく、特に、日本青年会議所に出向して得られる経験をもって、各地会員会議所を活性化させ、メンバーを変化させる契機とすることにある。メンバーに多くの出向の機会を提供できるよう、環境の整備を進めていく。

こうした青年会議所運動の実践において、極めて重要な役割を担うのは各地区・ブロックである。独自の視点から地域の実情に応じた事業を展開する各地区・ブロックと、国家的な視点を持って運動を水平展開したい日本青年会議所との間に、お互いの意図の齟齬が生じてはいなかったか。国を構成する各々の地域が、自ら主体的に輝こうとすることで国が輝く。日本青年会議所は、地域が実情に応じて、その地域に妥当する新たな価値を創出することを後押ししていくべきである。

### 【おわりに】

私が生まれ育ったまちは江戸時代末期、僅か100戸ばかりの小さな漁村であった。今の時代でその人口を評価すれば、消滅可能性都市に組み入れられるだろう。そのまちが人口376万人を数えるまでに成長できた要因は、変化を積極的に受け入れ、過去の延長線上の対策ではなく、柔軟かつしなやかにリスクに対応するレジリエンスがあったからである。それまでの道のりにおいて、関東大震災や空襲により焼け野原となる経験をしながらも、そのたびに自分自身の力でこのまちを良くするという想いと、最後までやり切るという本気の覚悟を持ってアクションを起こしてきた。しなやかな再起力、復元力などの意味を持つレジリエンス。これは社会、組織、個人など様々なレベルに必要なスキルとして注目されて

いる。背景には、不確実性の高まりがある。気候変動の深刻化やA Iに象徴される破壊的な技術革新、グローバル化、先進国の高齢化と新興国における人口爆発など、私たちは常に未曾有の変化に直面している。加えて、自然災害や疾病、不安定な政治情勢、水不足など多くのリスクを抱えている。

これまで数々の想定外の事態が発生し、大きな被害をもたらした。不確実性の高い将来に備えるためには、過去の延長線上の対策ではなく、柔軟かつしなやかにリスクに対応するレジリエンスが重要なのである。SDGsの中にも、「エンパワーメント」、「インクルージョン」、「レジリエンス」の3つの言葉が繰り返し出てくる。これらを実現せずして、持続可能性の向上は不可能という考え方が根底にある。

レジリエンスを向上させるためには、格差と不平等を是正し、全ての人々に安心・安全な生活基盤と質の高い教育機会が確保され（エンパワーメント）、政治・経済・教育・公共など様々な分野で積極的に参加し活躍できる（インクルージョン）環境を整備することが重要である。女性を含む社会を構成する全ての人々に公平な権利と機会が与えられ、活躍できる土台があれば、SDGsが目指す誰一人取り残さない社会が実現され、結果、多くの人の英知が結集されることになり、レジリエンスと持続可能性が向上する。

正解のない時代だからこそ、個人としても、地域や国としても、真のレジリエンスが求められている。困難や矛盾のある所には、必ず新たな発想の機会があり、それらを克服しようと向き合う所にイノベーションが生み出されるのだ。

あらゆるカウンターパートと手を携え共鳴を起し、様々な善意や価値の結節点となって新たな価値を共創し、有機的な共感の連鎖の輪を幾重にも描こう。

公益社団法人 日本青年会議所  
東海地区協議会  
2021年度地区長方針

東海地区協議会 会長 平野 謙吾

はじめに

当たり前だと思っていた日々が、当たり前ではなくなった2020年。

誰しもが予想もしていなかった世界が今、この地球で現実となっています。

新型コロナウイルス感染症により数か月のうちに世界の状況が一変し、他に漏れず我が国日本にも大きな影響を及ぼし、新しい生活様式にあるようにニューノーマルが始まっていきます。当たり前の日々が崩れ去り、それが尊いものであったと改めて教えてくれたと感じています。

青年会議所の設立は、戦後復興期であり経済状況は極めて厳しいときでありました。いわば有事であり、自身のこと以外に時間を注げる人が少なかったことは想像に難しくありません。コロナ禍において、いま多くのメンバーが事業活動に不安を抱えており、ビジネスや私生活に制限がなされ、まさに同じく有事であると感じています。ここで着眼すべきは、青年会議所の設立の時が有事であったことであります。経済成長期ではなく国際社会に復帰する以前において、青年たちが自ら行動をして設立した組織であります。我々の存在意義、存在価値は何なのかを考え、当事者意識をもって現実に真摯に向き合っていかなければなりません。我々は常に未来に責任を持ち、未来を創造し、未来を歩いていく存在であります。国難の今だからこそ、青年会議所が必要だと思っております。

持続可能な東海を実現するために

2015年9月に国連総会にて持続可能な開発目標である

SDGsが採択された。昨年から青年会議所ではSDGsの取り組みを強く推進する団体として多くの事業を行い、またSDGsの考え方を広く発信してきた。SDGsは言うまでもなく持続可能な社会をつくるための指標であり、企業活動やまちづくりなど様々な場面で取り入れるべき指標である。我々青年会議所は、住まう地域の課題をその時々において解決へと導き運動を展開してきましたが、今では生業を通じて課題解決の糸口となり得ることはもとより、ビジネスを通じた新たな価値を創造しつつ解決へ導いていくことが必要ではないかと考えます。地域における課題解決と、ビジネスを両立させ新たな価値を創造していくことは持続可能な東海の創造に必要であります。

また、東海地区は4県にて構成されており、約4000名の会員が存在しています。その中においてJC青年の船「とうかい号」は次世代を担う人財の育成と民間外交という大きな役割とともに、東海地区の会員間の相互理解と一体感をつくりあげる存在でありました。コロナ禍において出航が難しい中、この機会をピンチではなくチャンスと捉え、新たな価値を創造することができる機会に変えていく必要があります。ニューノーマルな社会における会員の相互理解と交流ができ、また時代に即し必要とされる事業を産み出していくことで新たな時代を創っていきたいと考えます。

#### JCI日本との連携について

2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により全国各地の青年会議所運動が大きく変容した1年でありました。全く予想していなかったことが現実になり、世界を変えていきました。しかしその中でも我々は運動を止めず、必要とされる運動を展開したのです。その中で問題となったことは災害対応です。青年会議所強みである全国ネットワークでの災害支援は、県を越える人的支援の制限や、避難所での運営に

おける感染防止対応など以前の経験値では対応できないものが多く存在しました。今まで築上げてきた関係諸団体との連携に加えて疫病対応にも視点をあて、再度連携強化をし、実働可能な防災体制の設置をしていきたいと思ひます。

また、2021年は東京オリンピック・パラリンピックの延期開催が予定されている年となります。スポーツは人々に夢と希望をあたえ、地域において活力を与える原動力となり得ます。昨年度に引き続き、JCI日本が主催するJCカップU-11少年少女サッカー全国大会の開催にあたり、我々の地域においても地区大会を開催することで子供たちに対し、グッドルーザーの精神への理解と他を慮ることを伝えてまいります。

#### 東海フォーラム2021の在り方について

青年会議所には各種大会があり、会員が一堂に介し意識の昂揚を図るとともに、年間の運動の総括や次代につなげていく機会を創出しています。しかし、その機会は本当に最大限発揮されているでしょうか。いつの間にか開催することが目的となり、開催するために多くの登録を募り、開催したことに安堵してはいないでしょうか。2020年のJCI日本本会理事会において「2020年代地区・ブロック協議会モデル」答申書が出されました。協議会の役割と運営において大会開催においては大きな見直しをするタイミングになっていると感じています。新たな価値を付加するとともに、必要以上の負担を強いることなく、効果を最大化できる大会を構築したいと思ひます。

また、東海地区においては環状線の開通が進み交通インフラが整備されるとともに、2026年には第20回アジア競技大会が愛知県・静岡県にて開催され、2027年にはリニア中央新幹線が開通予定となっております。各地域に住み暮らし我々メンバーにとっては大きなインパクトを与える両事



業に対し、地域経済に及ぼす影響を調査し経済効果を最大化するとともに、地域へ広く理解を促進するとともに早期実現に向けて運動を展開する必要があると考えます。

#### L O M支援について

我々協議会の最も重要な役割は、L O Mの支援であります。東海地区には82青年会議所が存在し、規模や地域性の違いによって各々課題を抱えていると感じています。コロナ禍において会員の皆様は経営環境が厳しい方も沢山いらっしゃる中で、会員が減少しているL O Mがある一方で、今回の社会情勢を踏まえ経済活動を回す事業や献血運動などを実施することで会員の増加につながっているL O Mもあります。ブロック協議会と連携して拡大活動の支援を行いたいと思います。またL O Mにおいては事業の構築や諸会議運営など青年会議所としての重要である組織の運営があります。しかし、急激な会員の増加によって過去の歴史が継承できていない場合や、ニューノーマルな社会における変化に対応できていないL O Mが存在していると思います。その解決策として、J Cプログラムを年間通じて開催することよりL O M運営や事業構築を支援していきます。また、WEBやハイブリッド開催など会議や事業がデジタルツールを活用して大きく変化をした中で、メンバーの負担軽減と利便性を考慮し、活用支援を積極的に行っていきます。さらには、財政上の支援をするためにJ C I日本のクラウドファンディング「Let's Do It」の活用も併せて行っていきたいと思います。

#### 財政審査とコンプライアンス

我々青年会議所の大きな特徴に活動費を自身の会費から拠出していることが挙げられます。もちろん他からの補助金収入や、パートナーシップの下に外部資金を獲得することもあ

ります。その中において、会員からお預かりしたものを適正に使用することは当然であるとともに、効果を最大化しなければなりません。財政拠出に対する使用用途や費用対効果など企業活動よりも多面的な角度で審査をしなければなりません。またコンプライアンスの観点では、公益法人格を取得している団体としてより遵守に対する意識を高めていかなければなりません。情報メディアが発達し、瞬時に世界中に情報発信ができる現代において、裏を返せば一つのミスで大きな損失と信頼を失墜させる可能性を秘めています。事が起きなかったから良いのではなく、事前にリスクを回避する内部体制を確立することが必要です。また、その内容をL O Mが同様に実施できているのかを鑑みたときに、種々様々であると感じます。簡単にW E Bにて情報が共有できる社会になった今、我々のノウハウや情報、成果を発信・共有することにより、各L O Mの学びの機会と組織強化の一助にしていきたいと思えます。

## 最後に

青年期での新しい価値観との出会いは人生の豊かさや礎を築くものであり、家庭・企業・地域を俯瞰できる能力を養い視座を高くします。青年期にどんな環境に身を置くのか、そして誰と過ごし、何を考えるかで人生の多くが変わります。青年会議所との出会いは人の生き方さえも変えてしまう力をもっていると思っています。だからこそ、恐れず愚直に青年会議所の運動を推し進めていきたいと考えます。1500万人の人口と多くの産業や伝統文化が存在するこの東海地区において、82青年会議所の皆様とともに、二度と戻らないこの青年期を全力で邁進していく所存です。

1年間ともに、歩みをすすめてまいりましょう。

公益社団法人 日本青年会議所  
東海地区 愛知ブロック協議会  
2021年度 会長所信

2021年度 会長 山崎 博征  
一般社団法人 江南青年会議所

【はじめに】

1945年の終戦後以降、国からの要請で全国民の行動に規制がかかった事があっただろうか。目に見えないウイルスとの戦いでは、医療関係者が国を守るため命を張って戦い医療崩壊を防いでくれている。また、人と密接になることに制限が設けられ、多くの人々で賑わっていた観光地やレジャー施設などは人が閑散となり、3密を避ける行動が当たり前になってしまった。そして、経済活動は足止めとなり国民の生活が危ぶまれている。しかし、この状況で私たちの運動を止めることは、礎を築いてくれた先人の功績に背くことであり、幾度となく国難に立ち向かったJayceeの志は、常に上を向いて足元を固めていると信じている。誰もが想像していないこのような状況になったからこそ、私たちは原点を見つめなおし、大輪の華を咲かすため下へ下へと根を張る行動をするべきだと考える。

日本青年会議所の設立趣意書にこのような一文がある。  
「全人類の光明は、われわれ青年会議所の純粋な正義感と、目的完遂の確固たる実行力にうらづけられて初めてその輝きを見出し得る。」

私たちはどんな困難に直面しても、純粋な正義感で課題を抽出し、目的に向けて確固たる実行力で未来を切り拓く必要がある。

あなたの勇気あるその一步が、新しい時代を創るのだ。

【愛知の経済再成長】

内閣府より2020年4～6月期のGDP成長率が発表さ

れ、年率換算で-27.8%という数字になった。このコロナ禍で愛知も例外ではなく県内GDPは下がり、経済成長率はマイナス成長になることが予測される。そのような状況下でActive Citizenである私たちが、取り組むべき課題を見つけ、5年先・10年先の未来を見据えた経済活動を他団体や企業とパートナーシップを結び展開することは、愛知の希望溢れる未来の礎になる。

モノを作れば売れる大量生産・大量消費の時代から、インターネットの普及により顧客が世界中に広がったオンラインビジネス、そして、電子マネーの推進により現金を持ち合わせなくても、様々な所でショッピングが可能な時代になり、今回のコロナ禍によりその形はまた新しく変動することが予測され、過去の事例にとらわれたビジネスモデルでは、この先の経済成長にブレーキがかかってしまう。急速な進化による経済成長がコロナ禍により足止めになってしまった今だからこそ、誰もがワクワクするイノベーションを生み出すため、常識に捉われない思考の枠組み変化を行い、ダイバーシティマネジメントを推進し、新しい時代を創り上げるベースとなる質的価値を我々青年が取り組む必要がある。

またSDGsを推し進める組織として、持続可能な社会に結び付く経済成長も考える必要があり、今日まで私たちはSDGsの取り組み事例を知識として学び、世の中に必要とされるその見識を身に付けてきた。次のステップとしてそれらを行動に移すことが大切であり、これからの経済成長に欠かせない取り組みになる。そして、その取り組みは、誰もが夢描ける新しい価値デザインにつながるのではないだろうか。

#### 【世界中に広がる可能性】

新型コロナウイルス感染症が中国武漢市で発生し、僅か3ヶ月ほどでパンデミックとなり、これほどの短期間で世界中にウイルスが広まったということは、見方を変えれば世界が身近にあるという捉え方ができる。コロナ禍により国境は

閉鎖されてしまったが、ITツールの発達により海外とのつながりがなくなった訳ではない。海外とのつながりを閉ざすのではなく、この先新型コロナウイルス感染症の終息を信じ、今まで以上の関係を作ることは新しい時代を創るにあたって必ずメリットが生まれると信じる。

近年では、外国人技能実習生制度の見直しによりアジア圏を中心に多くの実習生が我が国で仕事と生活をし、愛知の外国人技能実習生雇用数は全国で1番多くなっている。しかし、その実態はただ労働力不足を補うための人財と捉えられていることが多く、本来の日本の技術や技能を習得させる目的から遠ざかっている現実もある。日本の技術や技能は世界でもトップクラスであることは今までの実績で証明されている。しかし、外国の文化・風習を柔軟に取り入れながら、自国の文化・風習を外国人に伝え、自国中心主義からの脱却を試みている組織・企業がどれだけあるのか。決して日本の文化・風習が世界的に見て、優れていないと比喩しているわけではなく、自国の良さや外国の良さを考え、自国中心主義からの脱却を行うことは、イノベーションが生まれるきっかけになるのではないだろうか。

また、アジア圏にはこの先の未来に希望があふれている国があり、そのような国は日本の技術や技能・商品・教育等を必要としているはずだ。Active Citizenである私たちが、海外に視野を向け技術・技能大国である愛知から世界に向けて行動することは、愛知の未来に希望をもたらすことにつながると信じている。世界中に広がる可能性を、新しい時代に向け人財教育とビジネスの両側面からイノベーションしていこう。

#### 【産学官民の連携による運動】

一分野の組織体で行う活動に限界が見え始めた現在において、様々な分野でパートナーシップを結びそこから生まれた革新によって、新しい商品や、新しい生活環境などが生まれ

ている。青年会議所の運動も例外ではなく、今日まで多種多様な企業・団体とパートナーシップを結びインパクトを与える運動を行ってきたことも事実である。私たちは、今日までの先輩諸氏の努力により産学官民のネットワークを持つことができている。そうであるなら、そのネットワークを活用し、地域益となる運動を展開しよう。

### 【33の革新】

青年会議所の歴史は、いつも時代の変化と共に歩んできた。戦後の焼け野原からの復興は経済成長なくして、成し得ることはできなかった。産業が発展し経済成長してからの課題は多種多様であり、礎を築いていただいた先輩諸氏はその時代に突き付けられた課題解決に、魂を込め運動を展開されてこられたのは、歴史を振り返れば一目瞭然である。

新型コロナウイルス感染症がパンデミックとなり、市民の生活様式が大幅に変わり仕事の取組み方も変わり始め、青年会議所の運動の在り方や運営方法も変わらなければいけない時代が来た。また、これをピンチと捉えるのではなくチャンスと捉え、思考の枠組み変化を意識しダイバーシティマネジメントを取り入れ、イノベーションを起こしていこう。しかし、忘れてはいけないことがある。それは、青年会議所の歴史を知り、先輩諸氏の功績に敬意を示し、誇りを持つことである。そして、私たちはその礎の上に立たせていただいていることに感謝をし、時代に合わせた運営を行い、皆がワクワクする運動を展開しよう。そして、日本青年会議所から発信され、東海地区協議会を通して愛知ブロック協議会に届く情報を、各LOMにただ伝えるだけでは主体性に欠け、地域が自立することの疎外になる。そうならないよう、愛知ブロック協議会として主体的に自立を促し、革新が起こるよう支援をすることが、これからの協議会としての在り方である。

33の革新を私たち愛知ブロック協議会が下支えすることで、しなやかで強い組織を形成し、持続可能な誰もが夢描ける愛知の未来を創造しよう。

### 【進化する広報戦略・ブランディング】

私たちが行う運動は、一人でも多くの人に伝わって初めてその意味を成すわけであり、どんなに素晴らしい運動・活動を展開しても伝わらなければ意味を成さない。その上で、効果的な広報戦略を立てるのはもちろんのことであるが、そのもの自体にブランド力をつけること、会員間の意思疎通を図り一人でも多くの市民に発信することが重要であり、これらの要素が重なった時に得られる相乗効果は絶大なものと言える。市民の心に届く運動にはそのような背景が必ずある。

33LOMの支援を任務とする愛知ブロック協議会として、各LOMが行う事業の広報戦略・ブランディングを横のつながりとして活かし支援し、広報戦略は、時代の変化に伴い大きく様変わりしており、チラシ・ポスターの時代からホームページ、SNSなどデジタル化が主流になりつつある。そして2020年3月よりスタートした次世代通信5Gは、2021年12月には人口カバー率90%を目指したインフラ整備が進んでいる。私たちはこのような点も視野に入れ、大量通信が可能とするデジタル広報の手法にも取り組んでいく必要がある。

### 【知識・見識・胆識を備えたリーダー育成】

これからの時代に求められるリーダーとはどのようなリーダーなのだろうか。一昔前のリーダー像といえば、自身の考えや価値観が強く、目指したターゲットに力強く突き進み、先頭に立って組織構成員を引っ張るオピニオンリーダーが主流だったと思う。近年では、組織構成員が活躍しやすい環境を創出し、リーダーとしてプレイヤーを下支えし目標達成に導けるサーバントリーダーが支持されているかと思う。青年会議所の活動を行うにあたり、私たちはリーダー像について考えることは必然であり、常にその時代に合った人物像を追い求めないといけない。なぜなら、青年会議所は時代にあった地域の課題を抽出し、その解決に向けた糸口を見つけ、持

続可能な社会になるための一石を投じる団体である。これからの新しい時代は、思考の枠組み変化と、多様性を受け入れる事が求められ、様々な事柄に対して柔軟な対応と判断が必要となる。しかし、昔も今も変わらずリーダーに必要なのは、「知識・見識・胆識」の3識である。多くの情報から、本当に必要なモノを抽出し、素早い決断と行動ができるリーダーがいつの時代にも求められている。そうであるのなら、新しい時代のリーダーとして「しなやかで強い」そのような人財が求められるはずだ。

### 【組織改革を基軸とした拡大戦略】

コロナ禍において、生活様式に変化が始め組織においても時代の流れに合わせ、変化しないといけない時代を迎えようとしている中、日本青年会議所は2020年度より組織改革に着手している。2021年度もその流れを引き継ぎ、次世代にむけた組織改革を推進する必要がある。青年会議所会員が今以上に活躍できる環境と、私たちの運動がより市民に届く組織改革を模索し、激動の時代に取り残されないよう、しなやかで強い組織にしていこう。

毎年会員が減少している愛知ブロック協議会だが、どのような原因で会員数が減少しているのであろうか。愛知ブロック協議会は毎年約400人を超える入会に成功しているが、退会者が約250人、卒業生が約200人いる。年齢制限がある青年会議所にとって卒業生を減らすことは困難ではあるが、退会者を減らすことは、可能だと思う。そのために、なぜお金と時間を使って入会した会員が退会してしまうのか調査分析を行い、退会者を減らすための組織改革を推進する必要があるのではないかな。

しかし、毎年のように会員が減少している中、2013年を境に女性会員は増加の傾向にある。それは、政府が女性の社会進出を推進してきた時期と重なり、女性が社会進出を目指している証とも捉えることができるのではないかな。そうで



あるならば、青年会議所も女性が活躍できる機会を用意し、女性会員の拡大を進め、誰もが活躍できる組織に改革する必要もある。また、近年の若年層はITツールを使いこなすことに長けており、先を見据えたトレンドにも敏感で、地域の未来を創る青年会議所にとって貴重な人財とも言え、組織を活性化させるためにも、若年層の拡大を積極的に行う必要がある。

私たちは、人々が自然と集まり、誰もが活躍できる組織となるための組織改革を常に求め続けることが重要である。

### 【終わりに】

青年会議所には夢がある。

私は、2009年に江南青年会議所が主催する花火大会で自身の心を奪われ、居ても立っても居られない衝動にかられ翌年に青年会議所の門を自ら叩いた。当時の私は、仕事もない、人脈もない、スキルもない、すべてにおいて未熟すぎる人間であった。それが故に、青年会議所で行われるすべてが新鮮であり、学びであり、成長の機会であった。辛い日々を過ごす中でも、一歩前にと歯を食いしばることで豪傑と呼ばれる先輩に教えをいただき、志高い同志と切磋琢磨する中で、青年会議所の魅力に取りつかれ、自身を磨く場所に踏み込んでいくことができたと思っている。何もなかった私に、挑戦するチャンス을いただき、この10年で様々な役職を経験させていただき、その過程で常に私自身が胸に秘めていた言葉が「チャンスは一瞬であり、後悔は一生。」である。ならば己の魂を奮い立たせ、一瞬のチャンスを逃さずチャレンジした方が良い。一見大変そうであっても、行動に移せば乗り越える事ができるはずだ。なぜなら、同じ思いを共有し挑戦し続ける同志が、あなたのそばにいるからだ。

自身の未来のため、地域の未来のため、そして、この愛知の未来のため、その一歩が新しい時代を創

り、夢をつかむためのイノベーションを起こそう。

# 一般社団法人小牧青年会議所定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人小牧青年会議所(Komaki Junior Chamber Incorporated)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県小牧市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、経済、社会、文化等の向上を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)経済、社会、文化等に関する研究、改善及び発展に関する事業
- (2)市民、青少年等のための社会奉仕及び指導者の訓練に関する事業
- (3)住みよい街づくりのための環境改善に関する事業
- (4)国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内国外の青年会議所その他諸団体との連携に関する事業
- (5)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、愛知県小牧市及びその周辺において実施する。

(運営の原則)

第5条 この法人は、特定の個人、法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 この法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

## 第2章 会員

(会員の種類及び資格)

第6条 この法人の会員は、次の4種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した愛知県小牧市及びその周辺に居住又は勤務する満20才以上満40才未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、事業年度中に満40才に達した場合は、その年度内は正会員の資格を有するものとする。
- (2)特別会員 満40才に達した年の事業年度末まで正会員であった者で、理事会において承認された者をいう。
- (3)名誉会員 この法人に功労のある者で、理事会において承認された者をいう。

(4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業の発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会において承認された者をいう。

(会員の権利)

第7条 正会員は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第8条 会員は、この定款その他の規則を遵守し、この法人の目的達成に必要な義務を負う。

(入会)

第9条 この法人の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申込みを受けた時は、理事会の承認を得て入会を許可する。

(入会金及び会費)

第10条 正会員は、総会において別に定める規定により、入会金を納めなければならない。

2 名誉会員を除く会員は、総会において定める会費を納めなければならない。

3 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

(休会)

第11条 やむを得ない事由により、この法人の活動に参加できない会員は、休会届を理事長に提出し、理事会の承認を得て休会することができる。ただし、休会中であっても会費は納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 除名されたとき。

(3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(5) 破産法の規定による破産手続又は民事再生法の規定による再生手続若しくは会社法の規定による特別清算の開始の申立があったとき。

(6) 総正会員の同意があったとき。

(7) 解散したとき。

(退会)

第13条 会員が退会しようとするときは、当該年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第14条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1)この法人の名誉を汚し、又は信用を失わしめるような行為があったとき。
  - (2)この定款その他の規程に違反したとき。
  - (3)総会の決議に違反する行為があったとき。
  - (4)会費納入義務を著しく履行しないとき。
  - (5)総会又は例会への出席義務を著しく怠ったとき。
  - (6)前各号に掲げるもののほか、会員として適当でないと認められたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、当該総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前2項の規定により除名が決議されたときは、その会員に対し、その旨を通知するものとする。

(権利の喪失)

第15条 退会した者又は除名された者は、会員として一切の権利を失い、既に納入した会費の返還、その他この法人に対してなんらの請求をすることができない。

### 第3章 総会

(総会の種類)

第16条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(総会の構成)

第17条 この法人の総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第18条 総会は、次の事項について決議する。

- (1)定款の変更
- (2)事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (3)事業報告及び会計報告の承認
- (4)理事及び監事の選任及び解任
- (5)次に掲げる規定の制定、変更及び廃止
  - ①役員選任の方法に関する規定
  - ②会費及び入会金に関する規定
  - ③その他この法人の運営に必要な規定
- (6)会員の除名
- (7)この法人の解散及び清算人の選任並びに残余財産の処分方法
- (8)長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け

- (9) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項

(総会の開催)

第19条 定時総会は、毎年1月に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事会において、開催の決議がなされたとき。
- (3) 総議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき。

(総会の招集)

第20条 総会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号及び第3号に規定する場合にあっては、その決議又は請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使することができるときは、2週間前までに通知しなければならない。

4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、この正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数及び議決)

第22条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。ただし、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

2 総会は、総正会員の3分の2以上の出席により成立する。

3 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の有する議決権の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による議決権の行使等)

第23条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員に議決権の行使を委任することができる。この場合には、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議決事項の通知)

第24条 理事長は、総会の終了後、遅滞なくその議決事項を正会員に書面又は電磁的記録で通知しなければならない。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が指名する議事録作成者が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席した正会員のうちから当該総会において選出された議事録署名人2名以上が、議長とともにこれに署名又は記名押印するものとする。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面又は委任により議決権行使した者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

#### 第4章 役員等

(役員の設定)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1名

(2) 副理事長 1名以上3名以内

(3) 専務理事 1名

(4) 理事 12名以上17名以内

(5) 監事 2名

(役員の資格及び選任)

第27条 役員は、この法人の正会員でなければならない。ただし、監事については、この限りではない。

2 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、理事候補者及び監事候補者の選定にあたっては、総会において別に定める規定による。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

4 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

5 理事のうち、三親等内の親族、特定企業の関係者又は所管する官庁の出身者(現職を含む。)が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

6 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して業務をつかさどる。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を処理し、事務局を統括する。
- 5 副理事長及び専務理事を、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、それ以外の者を業務執行理事に加える場合には、理事会の承認を受けなければならない。
- 6 理事長及び前項の業務執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行わなければならない。

- (1) 理事の業務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事及び使用者に対して業務の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときには意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときには、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知を発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。

2 監事は、次に掲げる職務を行うことができる。

- (1) 総会に出席し、必要があると認めるときには意見を述べること。
- (2) 理事がこの法人目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれのある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。

(役員の任期及び報酬)

第30条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された年の翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

2 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された年の翌年の1月1日に就任し、選任された年の翌々年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第26条で定めた員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行わなければならない。

5 役員は無報酬とする。

(役員の辞任及び解任)

第31条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもってその役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の著しい義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(直前理事長)

第32条 この法人に直前理事長を置く。

2 直前理事長は、前年度の理事長をもってあてる。

3 直前理事長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

4 直前理事長の任期は、第30条第1項の規定を準用する。

(顧問)

第33条 この法人は理事長が必要と認めた場合、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事会に出席し、意見を述べるができる。

(責任の免除等)

第34条 この法人は、役員の一一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。



## 第5章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

(1) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(3) 規則の制定、変更及び廃止

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲り受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)

(6) 第34条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限度契約

3 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

(1) 総会に提出する議案

(2) 総会から委任された事項

(3) その他業務執行に必要な事項

(理事会の種類及び開催)

第37条 この法人の理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は毎月1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第29条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号に

より理事が招集する場合及び同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合には、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第39条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名する理事がこれに当たる。

(理事会の決議)

第40条 理事会は、理事の3分の2以上の出席により成立し、その決議は、出席理事の過半数をもって決する。

- 2 議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできない。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録は、議長が指名する議事録作成者が作成し、出席した理事長及び監事は、署名又は記名押印しなければならない。
- 3 理事長が理事会を欠席した場合においては、前項の規定中「理事長」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。
- 4 理事会の日(前条の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む。)から10年間、第1項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面をその主たる事務所に備え置かなければならない。

## 第6章 例会及び委員会

(例会)

第43条 この法人は、その目的達成に必要な事業を調査、審議及び実施するため、原則として毎月1回以上例会を開催する。

2 例会の運営は、事業計画に基づき理事会でこれを定める。

3 例会は、主として正会員をもって構成する。

(委員会の設置)

第44条 この法人は、その目的達成に必要な事業を調査、審議及び実施するため、委員会を置く。

(委員会の構成等)

第45条 委員会は、委員長1名、副委員長1名以上3名以内及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長、副委員長及び委員は、正会員のうちから理事会の承認を得て理事長がこれを任命する。

## 第7章 会計

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(資産構成)

第47条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)会費

(2)入会金

(3)寄附金品

(4)事業に伴う収入

(5)資産から生ずる収入

(6)その他の収入

(資産の管理)

第48条 この法人の資産は、理事長が管理する。

2 資産の管理方法は、理事会の決議を得て理事長がこれを定める。

(会計原則及び区分)

第49条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣習に従うものとする。

2 この法人の会計は、事業年度ごとに実施事業等と収益事業等とに区分して経理しなければならない。

(経費の支弁)

第50条 この法人の経理は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第51条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を得て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、当該事業年度の翌年の定時総会開催日の7日前までに監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会において、第1号から第3号までの書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書
- (6) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 この法人は、前項の承認後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、分配は行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第53条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得た上で、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとする場合も同様とする。

## 第8章 管理

(事務局)

第54条 この法人は、その事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会の決議を得て理事長が別に定める。

(帳簿及び書類)

第55条 事務局には、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 定款その他諸規則
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員名簿
- (4) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
- (5) 事業報告、貸借対照表、損益計算書及び財産目録
- (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項第1号から第5号までの書類は、一般の閲覧に供するものと

- する。
- 3 会員は、第1項各号の帳簿及び書類をいつでも閲覧することができる。
  - 4 理事長は、会員が前項の規定により閲覧を求めたときは、正当な理由がない限り、これを拒むことができない。
  - 5 第1項各号の帳簿及び書類は、法令又はこの定款に定めがあるものを除き、事務局に5年間備え置くものとする。

## 第9章 情報の開示及び個人情報の保護

### (情報の開示)

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示するものとする。

### (個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

### (公告)

第58条 この法人の公告は、官報に記載する方法により行う。

## 第10章 定款の変更、合併及び解散

### (定款の変更)

第59条 この定款は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもって変更することができる。

### (合併等)

第60条 この法人は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

### (解散)

第61条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもって解散することができる。

### (残余財産の処分)

第62条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもって、この法人類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号のイからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

### (清算人)

第63条 この法人の清算に際しては、理事が清算人となる。

### (解散後の会費の徴収)

第64条 この法人は、解散後においても清算終了の日までは、総会の決議を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員から徴収することができる。

## 第11章 雑則

(施行規則等)

第65条 理事長は、この法人の事業の運営を円滑にするために、総会の決議を経て諸規定を別に定めるほか、理事会の決議を経て施行に関する規則を定める。

### 附則

- 1 本定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)第121条により準用される第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条により準用される第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、特例民法法人の解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、一般社団法人の設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事である理事長は中野康孝、業務執行理事である副理事長は上田元、及び芳村暢昭、並びに専務理事は水野雅尚とする。

## 一般社団法人小牧青年会議所運営規定

### (目的)

第1条 本規定は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、組織・運営等に関する事項を定める。

### (役員の仕事)

第2条 本会議所の役員は、定款に定める事項のほか、次の任務を有する。

#### 1 理事長

- (1) 本会議所を代表して対外的な発言をし、すべての事業の総括責任をもつ。
- (2) 日本青年会議所総会、地区協議会、ブロック協議会および理事長会議に出席し、本会議所の有する議決権の行使および意見の発表を行う。

#### 2 副理事長

- (1) 理事長との連絡を密にして常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営のため一体となって努力する。
- (2) 会務ならびに総務を分担し各々分掌の委員会を統轄して、活発な活動をはかり各委員会の連絡調整を図る。

#### 3 専務理事

- (1) 総務財政に関する事務管理を行い、本会議所の運営を円滑にならしめる。
- (2) 対外的庶務に関する事項の処理を行う。

#### 4 理事

- (1) 本会議所の目的達成のために、事業を企画、検討、実施し、且つ、その成果を確認して、議事録又は報告書を一週間以内に担当副理事長をへて、理事長に提出する。
- (2) 各理事の職務分掌に疑義を生じた場合は、理事会の決定にしたがう。

### (例会)

第3条 例会は、毎月第2火曜日に開催する。

- 2 前項の例会日は、理事会の決議により変更することができる。

### (定例理事会)

第4条 定例理事会は、第1火曜日に開催する。

### (室、室長)

第5条 定款の目的達成に必要な事項を調査、審議及び実施するために室を置くことができる。

- 2 室長は、理事のうちから理事会の承認を得て理事長が任命する。

- 3 室長は、各々分掌の委員会を統轄して、活発な活動をはかり各委員会の連絡調整を図る。

(委員会)

- 第6条 定款第44条の規定に基づき、総務委員会、広報委員会、会員開発委員会、会員交流委員会、国際関係委員会、指導力開発委員会、社会開発委員会、青少年開発委員会、経営開発委員会、渉外委員会等を理事会の承認をへて設置することができる。
- 2 理事長が必要と認められた場合、理事会の議決により特別な委員会を設置することができる。
  - 3 委員会は、副委員長の他に幹事を置くことができる。

(委員会分掌)

第7条 各委員会の職務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
  - イ 事務局および財務管理
  - ロ 総会、理事会および例会開催に関する事
  - ハ 会費の徴収に関する事
  - ニ 会員名簿の完備に関する事
  - ホ 褒賞、表彰および慶弔に関する事
  - ヘ 事業計画書・事業報告書・収支予算および収支決算書等の総会議案書作成に関する事
  - ト 定款及び諸規定に関する事
  - チ 物品備品の保管および管理に関する事
  - リ 各委員会の連絡調整事務および他委員会に属しない事項
- (2) 広報委員会
  - イ 会報の発行に関する事
  - ロ 日本青年会議所および各地青年会議所との情報交換に関する事
  - ハ 青年会議所活動の対外的PRおよび報道関係への連絡に関する事
  - ニ その他広報活動に関する事
- (3) 会員開発委員会
  - イ 会員の入退会に関する事
  - ロ 出席率の掌揮および向上に関する事
  - ハ 新入会員の指導に関する事
  - ニ 会員名簿の作成に関する事
- (4) 会員交流委員会
  - イ 会員相互の親睦と友情に関する事
  - ロ 各地青年会議所との交流および交歓に関する事
  - ハ 家族会の開催および会員家族間の親睦をはかる事



- ニ 各種会合への参加奨励に関すること。
  - (5) 国際関係委員会
    - イ 日本JC国際関係委員会の各カテゴリーの実施と促進
    - ロ 各国LOM間との国際親善および連絡提携
    - ハ JCI各国際会議への参加奨励とその準備
    - ニ 各メンバーに対する国際的視野の涵養に寄与する事項の実施とその促進
    - ホ その他国際関係に関する事項の処理
  - (6) 指導力開発委員会
    - イ 自己啓発および会員訓練に関すること
    - ロ 産業および経済事情の研究に関すること
    - ハ 指導力開発の手法に関する研究
  - (7) 社会開発委員会
    - イ 地域社会に関すること
    - ロ 社会福祉に関すること
    - ハ 交通および公害問題に関すること
    - ニ 国家および社会問題に関すること
  - (8) 青少年開発委員会
    - イ 青少年の不良化を防止し健全育成の推進を計る
      - ① 家庭教育の問題(幼児対策)
      - ② 学校教育の問題(小中高生徒対策)
      - ③ 社会教育の問題(勤労青少年対策)
    - ロ 青少年問題のメンバーの意識の高揚を計る
    - ハ 青少年問題に関係ある諸団体との連絡調整を計る
    - ニ その他青少年問題に関する事項
  - (9) 経営開発委員会
    - イ 経済問題に関する研究及び調査
    - ロ 地域経済の活動促進
    - ハ 他の経済団体との連携ならびに共同事業
  - (10) 渉外委員会
    - イ 出向者に関すること
    - ロ 関係諸団体との連絡等に関すること
    - ハ その他渉外に関すること
- 2 各委員会の職務分掌は理事会の承認をへて変更することができる。
- 3 第1項以外の委員会の職務分掌は理事長が理事会の承認を得て決定することができる。
- (表 彰)
- 第8条 本会議所における表彰は、青年会議所運動に顕著な業績のあった個人団体および委員会とする。
- (委 任)

- 第9条 総会に出席できない正会員は、他の出席正会員に表決権の行使を委任することができる。この場合、その正会員は出席したものとみなす。
- 2 本規定に定めるものの他、本会議所運営に関する必要な事項は理事会において決定する。

#### 附 則

- 1 この規定は昭和47年4月29日から施行する。
- 2 この規定は、(一部改正)昭和48年1月28日より実施する。
- 3 この規定は、(一部改正)昭和49年8月24日より実施する。
- 4 この規定は、(一部改正)昭和52年8月21日より実施する。
- 5 この規定は、(一部改正)昭和55年1月20日より実施する。
- 6 この規定は、(一部改正)昭和57年8月23日より実施する。
- 7 この規定は、(一部改正)昭和59年12月9日より実施する。
- 8 この規定は、(一部改正)平成5年12月1日より実施する。
- 9 この規定は、(一部改正)平成12年12月6日より実施する。
- 10 この規定は、(一部改正)平成25年1月4日より実施する。

## 一般社団法人小牧青年会議所会員資格規定

(目的)

第1条 本規定は、本会議所会員の資格および入会希望者の取扱いに関する事項を定める。

(入会)

第2条 本会議所に入会を希望する者は、正会員2名以上の推せんを受け所定の入会申込書(様式1)を提出しなければならない。

(推せん資格)

第3条 前条の推せん者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 入会后満1ケ年以上経過している者。
- (2) 被推せん者に対して、1ケ年間の義務履行の連帯保証をできる者

(審査)

第4条 理事長は、入会資格を会員開発委員会に委託する。

- 2 会員開発委員会は、推せん者に面接するとともに入会資格の適否を審査しその結果を理事会に答申する。
- 3 理事会は、答申に基づき審査し、入会の適否を決定する。

(入会金等)

第5条 入会を承認された者は、入会金および会費の納入をもって正会員となる。ただし、入会承認後1ヶ月以内に入会金等の納入をしない場合はこの限りでない。

- 2 定款10条に定める入会金ならびに年会費とは次のとおりとする。

入会金 正会員 金 10,000 円

会費 正会員 金 120,000 円

特別会員 金 15,000 円(終身会費)

名誉会員 入会金ならびに年会費は免除する

賛助会員 1口金 1,000 円

(但し 15口以上とする)

- 3 本会議所の運営に必要な場合は総会の承認をへて、特別会費を徴収することができる。
- 4 会費は、1月1日から3月31日までの入会者は全額、4月1日から6月30日までの入会者は4分の3の額、7月以降の入会者については半額とする。

(会費の納入)

第6条 定款第10条に定める年会費は、毎年1月末日までに納入するものとする。ただし、会費を1月末日と4月末日までの2期に分納することができる。

(会員失格)

第7条 定款第14条の(1)(4)に定める行為があったときは、担当

委員会が実情を調査して理事会に報告する。

- 2 年会費を所定の納期までに納入しない会員に対して、財務を担当する理事は、勧告を行い理事会に報告しなければならない。
- 3 総会及び例会に対して、欠席(委任状出席を含む)が連続して3回に及んだ会員の所属委員長と推薦者は、当該会員に対し勧告を行い、勧告後1ヶ月以内に適切なる善処の意志表示および行為のない場合は、理事会に報告する。
- 4 前項により報告を受けた理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、その決議により理事会勧告を行う。
- 5 理事会勧告を受けた当該会員は、次回理事会に出席し、報告しなければならない。
- 6 5項を履行しない場合は、その処分方法等を理事会において決議する。

(休 会)

- 第8条 病気または海外出張等により、長期間に亘る欠席を余儀なくされるときは、休会届を提出し、理事会の承認を得て休会することができる。ただし、休会中であっても会費は納入しなければならない。

(特別会員)

- 第9条 定款第6条第2号の有資格者で特別会員を希望するものは、所定の入会申込書を提出し特別会員となることができる。
- 2 特別会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権および選挙権を有しない。

(名 誉 会 員)

- 第10条 正会員以外で、本会議所の発展に功績のあったものを、理事会の推薦により名誉会員となる。
- 2 名誉会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権および選挙権を有しない。

(賛 助 会 員)

- 第11条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人法人および団体は、理事会の決定により賛助会員として入会することができる。
- 賛助会員を希望するものは、所定の申込書を理事会に提出する。
- 2 賛助会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権及び選挙権を有しない。

(委 任)

- 第12条 本規定に定めるものの他、本会議所会員資格に関する必要な事項は、理事会において決定する。

## 附 則

- 1 第3条の1項はそれぞれ適用年数に至るまで規制しない。
- 2 この規定は、昭和47年4月29日から実施する。
- 3 この規定は(一部改正)昭和52年8月21日から実施する。
- 4 この規定は(一部改正)昭和54年8月26日から実施する。
- 5 この規定は(一部改正)昭和55年1月20日から実施する。
- 6 この規定は(一部改正)昭和57年8月23日から実施する。
- 7 この規定は(一部改正)昭和63年12月6日から実施する。
- 8 この規程は(一部改正)平成12年12月6日から実施する。
- 9 この規程は(一部改正)平成14年12月10日から実施する。
- 10 この規程は(一部改正)平成17年12月15日から実施する。
- 11 この規程は(一部改正)平成19年12月11日から実施する。
- 12 この規程は(一部改正)平成25年1月4日から実施する。

## 一般社団法人小牧青年会議所役員選任の方法に関する規定

- 第 1 章 総 則
- 第1条 本会議所定款27条に定める役員選任の方法は本規定の定めるところによる。
- 第 2 章 選考委員会
- 第2条 選考委員の選出は毎年6月中の例会に於いて選出された5名と本年度理事長及び本年度理事長指名3名をもって構成し、役員を選出し総会の承認を得る迄責に任ずる。  
即ち  
(1)当該年度理事長 1名  
(2)理事長指名者 3名  
(3)選挙による選出者 5名
- 第3条 選挙の行われる当該年度の6月1日現在の正会員は、選考委員の選挙権を有する。但し、当該年度の5月31日までに会費の納入を遅滞している者を除く。
- 第4条 第2条(3)に基づく選挙により選出される選考委員は第2条(2)による3名の選考委員以外の当該年度の1月1日現在の正会員の中から選出される。
- 第5条 委員の選出は6月例会出席会員の3名連記による無記名投票による上位5名を選出する。  
但し、同得票の場合は年長の順に選ぶものとする。
- 第6条 選考委員会の委員長は本年度理事長がこれにあたる。
- 第7条 選考委員会は7名以上の出席をもって成立しその議決に関しては、出席委員数の過半数の同意を要し可否同数のとき委員長がこれを決する。
- 第8条 第2条(2)に基づく理事長指名による選考委員は次の各項に準拠し、理事会の示認を経て理事長が指名する。  
(2) 現在正会員で本会議所に3ヶ年以上連続して在籍し過去3ヶ年間の総会理事会及び例会の出席率が平均60%以上でかつ前年の出席率も60%以上たる事を要する。  
(3) 本会議所の役員を、満1ヶ年以上経過したもの。
- 第 3 章 理事長、理事、監事の選出及び指名
- 第9条 次年度理事長、理事5名及び監事2名は選考委員会によって、選出し、その他の理事は、次年度の理事長が選考委員会の承認を経て指名する。

第 4 章 副理事長の指名  
第10条 次年度理事長は、次年度理事の中から副理事長を指名する。

第 5 章 総会の承認  
第11条 理事長は次年度の役員の決定を理事会に報告し、定款第27条の規定により、総会の承認を得なければならない。

第 6 章 選挙管理委員会  
第12条 選挙管理委員会は、委員長1名、委員4名の定員とし、委員長は理事のうちから、委員は正会員のうちから理事長が、理事会の承認を得て、毎年5月30日までに、指名して選任する。委員に欠員が生じた場合には、前項に準じ理事長が指名して補充する。  
第13条 選挙管理委員の任期は、3ヶ月とする。但し、理事会の決議により、任期を延長することが出来る。  
第14条 委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し委員会を代表して、選挙の管理及び執行に関し責に任ずる。  
第15条 選挙管理委員会は、4名以上の委員の出席をもって成立し、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長がこれを決する。

第 7 章 役員の補充選出  
第16条 本規定によって、選出された役員に欠員が生じ、その補充の必要が生じたとき、当該年度理事長が理事会の議を経て、正会員の中より指名し補充する。

#### 附 則

- 1 第7条の各項はそれぞれ適用年数に至るまで規制しない。
- 2 本規定は、昭和47年4月29日より実施する。
- 3 本規定は(一部改正)昭和52年8月21日より実施する。
- 4 本規定は(一部改正)昭和57年8月23日より実施する。
- 5 本規定は(一部改正)平成12年12月6日より実施する。
- 6 本規定は(一部改正)平成25年1月4日より実施する。

# 一般社団法人小牧青年会議所庶務規定

## 第 1 章 目 的

第1条 本規定は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、事務局、会計経理、慶弔旅費等に関する事項を規定する。

## 第 2 章 事 務 局

第2条 事務局には、事務局長を置き、事務局長は、事務局の統轄、管理にあたる。

2 事務局長は正会員のうちから理事会の承認を得て理事長が任命する。

第3条 総会及び理事会の議事録は、事務局長が之を作成し、事務局に備えつけるものとする。

第4条 事務局は、事業年度毎に、次の分類に従い、文書等を整理、保存しなければならない。

- ① 本会議所の定款並びに諸規定  
永久保存
- ② 総会及び理事会の議事録  
永久保存
- ③ 本会議所内部の文書綴  
5年間保存
- ④ 日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書綴  
1年間保存
- ⑤ 本会議所会綴  
1年間保存
- ⑥ 事務局日誌  
3年間保存
- ⑦ 受発信簿  
1年間保存
- ⑧ 前項に属さない文書  
1年間保存

第5条 事務局長は、備品台帳を整備し、出入を記載し、備品を完全に管理しなければならない。

## 第 3 章 会 計 経 理

第6条 本会議所の会計に用いる諸帳簿は、次の通りとする。

- (1) 帳簿(総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿)
- (2) 決算書類及び諸表(貸借対照表、収支決算書、正味財産増減計算書、事業報告書、監査報告書、財産目録等)
- (3) 伝票(入金伝票、出金伝票、振替伝票)

第7条 金銭の出納は会計理事が責任管理し、次の証拠をそろえて、起票し、期日順に、整備するものとする。



- (1)収入については、発行した領収書控  
(2)支出については、受領した領収書  
(3)領収書徴収不能のものについては、受領不能理由を記載した支払い証明書
- 第8条 出納は、つとめて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし、理事長印を使用する。
- 第9条 予算の執行は、担当委員長の権限とする。執行にあたっては、計画を綿密にたて、冗費をはぶき、効果的に運用する事に努め、単位事業が完了したときは速やかに計算書証拠及び関係書類を揃え、捺印の上、理事長に提出しなければならない。
- 第10条 会計担当の理事は、決算にあたって、前払費用、未収金、未払金等を整理し、仮払勘定は、原則として、各々担当の科目に振替え、関係帳簿を照合、且つ整理し、銀行預金残高証明書等証拠書類を整えなければならない。
- 第11条 余計諸帳簿は次の区分に従い、保存するものとする。
- (1)決算書類  
永久保存  
(2)その他の会計書類  
5年間保存

#### 第 4 章 慶 弔

- 第12条 会員の慶弔に関しては、次の基準により、慶弔慰金若しくは、記念品を贈る。
- (1)正会員の結婚  
5,000円  
(2)正会員の死亡  
50,000円および生花一對  
(3)正会員の長期に亘る傷病  
3,000円  
(4)正会員の配偶者の出産(第1子のみ)  
3,000円  
(5)会員の子及び両親の死亡  
5,000円及び生花一基  
(6)特別会員の死亡  
10,000円  
(7)以上の他必要と認めるとき正副理事長の協議によりこれを決定し、理事会に報告する。

## 第 5 章 旅 費

- 第13条 理事長の銘じた事務局員の公務出張に対しては、次のとおり旅費を支給する。
- (1) 目的地までの往復普通料金相当額(用務の都合により、普通急行料金を加算する)
  - (2) 宿泊料は、実費相当額
  - (3) 日当は一日 3,000円
- 第14条 理事長の命じた会員の会務出張に対しては、理事会の議を経て、前条に準じた旅費を支給する事が出来る。
- 第15条 本規定に定めるものの他、本会議所庶務に関する必要な事項は、理事会において決定する。

## 第 6 章 基 金

### (基金の目的及び積立)

- 第16条 本会議所は、恒久的運営をはかるために、財政的基礎を確立することを目的として、入会金を積み立てJC基金とする。
- 1 本会議所は、福祉事業、及びまちづくり事業、又は災害発生時に使用することを目的としてJOYBOXの積み立てをJOYBOX基金とする。
  - 2 寄附金及びその他の臨時的収入は基金として積み立てることが出来る。

### (基金の使途)

- 第17条 基金は、原則として資産となるものに使用し、経常費には使用しない。

### (基金の運用)

- 第18条 基金の運用は、理事会で決議し、総会に報告する。
- 2 基金から生じた利益は、経常費として使用することを妨げない。

## 附 則

- 1 この規定は、昭和47年4月29日から実施する。
- 2 この規定は(一部改正)昭和52年1月24日より実施する。
- 3 この規定は(一部改正)昭和52年8月21日より実施する。
- 4 この規定は(一部改正)昭和57年8月23日より実施する。
- 5 この規定は(一部改正)平成5年12月1日より実施する。
- 6 この規定は(一部改正)平成12年12月6日より実施する。
- 7 この規定は(一部改正)平成17年12月15日より実施する。
- 8 この規定は(一部改正)平成25年1月4日より実施する。

# 一般社団法人小牧青年会議所事務局職員規定

## 第 1 章 総 則

第1条 この規定は一般社団法人小牧青年会議所(以下「会議所」という)事務局職員(以下「職員」という)の職務について定めたものである。

第2条 この規定において職員とは第2章で定める手続きにより採用された者をいう。

## 第 2 章 採 用

第3条 職員として就職を希望する者は、履歴書、その他理事長が必要と認める書類を提出し理事会の承認を受けなければならない。

第4条 新たに採用された者は、遅滞なく身元保証書、その他理事長の指定する書類を提出しなければならない。

第5条 職員の雇用契約期間は、1年以内で採用の都度、定める。

## 第 3 章 勤 務

第6条 勤務時間は、別に定める他午前10時から午後3時までとする。(月～金)

第7条 休憩時間は1時間とし、午後0時から午後1時までとする。

第8条 (1) 休日は土・日曜日、国民の祝日並びに1月1日～4日及び12月29日～31日までとする。  
(2) 業務の都合上やむを得ない場合は、前項の休日を他の日と振り替える事がある。但し、日曜に対する代休日はその週のうちに与える。  
(3) 上記の他に会議所の指定する休日及び早退を与えることがある。

第9条 業務の都合によりやむを得ない場合には第6条の就業時間の他に早出または残業を命ずることがある。

## 第 4 章 服 務 規 程

第10条 職員は、特に下記事項を厳守し、誠実に勤務しなければならない。

- (1) 本規定及び本会議所の定める諸規程を守り事務局長の指示に従って、職場の秩序を保持すること。
- (2) 職務上知り得た秘密を厳守すること。
- (3) 会見その他に対し、親切丁寧を旨とし、誠意を持って対応すること。
- (4) 理事長の許可なくして、他の業務を兼ねまたは商業その他の業務を営まないこと。
- (5) 本会議所または職員として信用を傷つける等職員たるにふさわしくない行為をしないこと。

- 第11条 遅刻または早退、もしくは私用外出のために就業時間中勤務を離れるときは、事務局長の許可を得なければならない。
- 第12条 (1) 病気その他やむを得ない事由によって欠勤するときは、その理由と日数を事前に、もしその余裕のない場合は事後遅滞なく届出しなければならない。  
(2) 病気欠勤7日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を提出しなければならない。
- 第13条 第3条または第4条により提出した書類の記載事項に変更を生じたとき、その他身上に異動があったときは、その都度すみやかに届出なければならない。

## 第 5 章 賃 金

- 第14条 職員の賃金については別に定める。

## 第 6 章 退職及び解雇

- 第15条 職員が次の各号に該当するときは退職するものとする。  
(1) 自己の都合により退職を申し出て、理事会が認めたとき。  
(2) 雇用期間が満了したとき。  
(3) 死亡したとき。
- 第16条 退職を希望する者は、事由を具した退職願を退職予定日の30日前までに提出しなければならない。
- 第17条 職員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の承認をもって解雇する。  
(1) 虚弱・疾病その他精神または身体に支障があって、職務に堪えられないと認めたとき。  
(2) 業務能力、または業務成績が著しく不良のとき。  
(3) 業務上の指示、命令に従わないとき。  
(4) 雇用契約に違反したとき。  
(5) その他前各項に準ずる理由があり、職員として不適格と認めるとき。  
(6) 懲戒事由に該当するとき。

## 第 7 章 懲 戒

- 第18条 (1) 職員が次の各号の一つに該当する場合には、理事会はその情状に応じ譴責、減給または懲戒解雇の処分をする。  
1 本規定及び雇用契約に定める職員として義務に違反したとき。  
2 刑事上の訴訟を受け、有罪の判決が確定したとき。

(2) 譴責は、始末書をとり将来を戒める。

(3) 減給は、労働基準法の範囲で行う。

## 第 8 章 委 任

第19条 本規定に定めることその他、事務局職員資格に関する必要な事項は理事会において決定する。

### 付 則

1 この規定は、平成 8 年 11 月 1 日からこれを実施する。

2 この規定は、平成 25 年 1 月 4 日からこれを実施する。

## 一般社団法人小牧青年会議所名称使用等に関する規定

### (目的)

第1条 この規定は、一般社団法人小牧青年会議所(以下「本会議所」という)が、他の団体等との関係において本会議所の名称を使用するときの名称の表示及び形式等の適正化を図ることを目的とする。

### (名称の表示)

第2条 本会議所が、他の団体等との関係において表示する本会議所の名称は、一般社団法人小牧青年会議所(英文名 KOMAMI JUNIOR CHAMBER INCORPORATED)とする。

2 会議、室及び委員会は、他の団体等との関係において本会議所の名称にそれらの名称を付して表示してはならない。ただし、理事会の承認を得たときは、この限りでない。

### (名称の使用)

第3条 本会議所が、他の団体等との関係において本会議所の名称を使用するときは、本会議所の当該責任者は、形式及び内容等を記載した書面を理事長へ提出してその許可を受けなければならない。

2 理事長は、前項の使用を許可しようとするときは、事前に理事会の承認を得なければならない。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 財政的支出を伴わないもの
- (2) 従前と実質的に同一の内容で継続するもの
- (3) 理事長は、前項但書により第1項の使用を許可したときは、その旨を速やかに理事会へ報告するものとする。

### (名称の形式)

第4条 本会議所が他の団体等との関係において表示する形式は、次のとおりとする。

- (1) 共催・・他の団体等が主催者となり、かつ本会議所も主催者となることをいう。
- (2) 後援・・他の団体等が主催者となり、資金などを伴わずに支援することをいう。
- (3) 協賛・・他の団体等が主催者となり、資金などを伴って支援することをいう。

- (4)協力・・・他の団体等が主催者となり、資金などを伴わずに間接的に支援することをいう。

(本規定の準用)

第5条 本会議所が他の団体等との関係において次のいずれかに該当するときは、本規定を準用する。ただし、発起人となるときは第3条第2項但書を準用しない。

- (1)発起人・・・本会議所が他の団体等の設立又は設置等の趣旨に賛同し、これに参画することをいう。
- (2)加盟・・・本会議所が他の団体等の趣旨に賛同し、これに参加又は加入することをいう。
- (3)出向・・・本会議所が他の団体等の趣旨に賛同し、これに本会議所の役員等を派遣することをいう。

(委 任)

第6条 本規定に定めるものの他、本会議所名称使用に必要な事項は理事会において決定する。

附 則

- 1 この規定は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規定は、平成 25 年 1 月 4 日から施行する。

## 一般社団法人小牧青年会議所ホームページ公開規定

### (目的)

第1条 本規定は、一般社団法人小牧青年会議所のホームページ公開に際して、その内容の取り扱いに関する事項及び会員の個人情報の保護に関する事項を規定するものである。

### (定義)

第2条 この規定において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) ホームページとは一般社団法人小牧青年会議所が定めるサーバー内にある一般社団法人小牧青年会議所のホームページをいう。
- (2) 個人情報とは構成員及び関係者の住所、電話番号、生年月日等の個人に関する情報をいう。ただし、公的立場にある者の肩書と共に用いる氏名は除く。
- (3) 会員とは一般社団法人小牧青年会議所の定款6条で定める会員をいう。

### (ホームページ公開の基本)

第3条 ホームページ公開の趣旨は、一般社団法人小牧青年会議所の運動及び活動を一般に広報すること、会員相互の情報の交換の場とすることであり、公開にあたっては一般社団法人小牧青年会議所の品格、立場を貶めないよう考慮し、又、会員及び関係者の個人情報の保護に留意することとする。

### (著作権)

第4条 一般社団法人小牧青年会議所のホームページに掲載された情報の著作権は、すべて一般社団法人小牧青年会議所に属する。

### (責任者及び責任範囲)

第5条 理事長は、一般社団法人小牧青年会議所の定めるサーバー内にある、一般社団法人小牧青年会議所のホームページに掲載されたすべての情報について責任を負う。



(ホームページ責任者)

- 第6条 理事長は、ホームページの適正運営を図るため、ホームページ責任者を選定し、理事会の承認を受けるものとする。
- 2 ホームページ責任者は、会員の意見を採り入れながら、ホームページの作成の指揮を行う。
- 3 ホームページに公開する情報のすべては、ホームページ責任者の許可を受けなければならないものとする。削除、修正、追加についても同様とする。

(個人情報の掲載)

- 第7条 個人情報とは、原則として掲載しないこととする。ただし、ホームページ責任者が、必要と判断した場合においては、本人の同意を前提として掲載することができるものとする。

(リンク)

- 第8条 ホームページに対する第三者からのリンクおよび第三者のページへのリンクは、一般社団法人小牧青年会議所に損害を与えるものでない限りとし、一般社団法人小牧青年会議所の立場、及び、それによる効果を十分配慮する。また、有害情報等が含まれると判断されたページのリンクは、設定しないものとし、理事会の承認を受けるものとする。

(既公開情報の修正、削除要求)

- 第9条 ホームページ上に既公開されている情報について、会員並びに関係者から修正、削除要求が出され、それについて定款第37条にもとづく理事会の賛成議決があった場合、ホームページ責任者は、要求の部分を修正、削除しなければならない。

(委 任)

- 第10条 本規定に定めるものの他、本会議所ホームページ公開に必要な事項は理事会において決定する。

附 則

- 1 本規定は、平成13年1月1日より施行する。
- 2 本規定は、平成25年1月4日より施行する。

## 広域災害における一般社団法人小牧青年会議所の対応

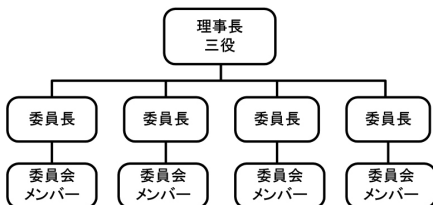
### 小牧市を含む周辺地域が被災した場合

- 1 連絡網を活用し会員の安否を確認。  
(メール・避難場所・携帯電話を活用)
- 2 災害対策本部の設置  
(構成:理事会構成メンバー)
- 3 一般社団法人小牧青年会議所、小牧の被災状況を  
(公)日本青年会議所へ報告  
(担当:災害対策本部構成メンバー)

### 他の地域が広域災害に被災した場合

- 1 災害発生翌日に(公)日本青年会議所へ状況の確認をとる。  
(担当:専務理事)
- 2 救助活動本部を設置し、救助活動についての協議をする。  
(構成:理事長、三役)
- 3 救助活動本部より理事会構成メンバーを通じ全会員に救助活動の  
周知徹底を行う。
- 4 理事会・例会内で活動報告を行う。  
(担当:救助活動本部構成メンバー)

一般社団法人小牧青年会議所 安否確認モデル  
※2003年度組織図をもとに作成



役員・各委員長

A群連絡網 メール・携帯電話（発信者の規定なし）

委員会

B群連絡網 メール・携帯電話（発信者の規定なし）

※ 副理事長・専務理事・各委員長は両連絡網に登録し、相互連絡の調整にあたる。

※ 避難所による安否確認の併用。（A・B群連絡網へ情報を流す。）

愛知県小牧市消防本部ホームページ内、避難場所情報を参照

災害に強い街づくりを目指して！！

愛知県小牧市消防本部

<http://www.city.komaki.aichi.jp/contents/10013000.html>

防災情報

<http://www.city.komaki.aichi.jp/contents/10031480.html>

- ・ 地震のメカニズム
- ・ 家庭での地震対策
- ・ 地域の地震対策
- ・ 風水害対策情報
- ・ 火災に対する備え
- ・ 避難所情報
- ・ 小牧市の防災情報

一般社団法人 小牧青年会議所 事務局

〒485-0041

小牧市小牧五丁目253番地

小牧商工会議所会館 5階

TEL 0568-72-0496

FAX 0568-72-1950

事務受付 10:00~15:00

### 尾張東5JC事務局

一般社団法人 瀬戸青年会議所

瀬戸市見附町38-2 瀬戸商工会議所内

TEL 0561-83-5077

FAX 0561-85-1022

公益社団法人 春日井青年会議所

春日井市鳥居松5-45 春日井商工会館内

TEL 0568-81-8480

FAX 0568-84-2299

一般社団法人 尾張旭青年会議所

尾張旭市東大道町原田2570 尾張旭商工会館内

TEL 0561-54-7077

FAX 0561-53-5344

岩倉青年会議所

岩倉市中本町西出口31-1 岩倉商工会館内

TEL 0587-66-3400

FAX 0587-66-3417

一般社団法人 北名古屋青年会議所

北名古屋市片場大石13-1

TEL 0568-27-1188

FAX 0568-27-1187